

平成 25 年 予算審査特別委員会録

- 1 開催期日 平成 25 年 3 月 7 日（火） 午前 10 時から午後 2 時 38 分
- 2 開催場所 本庁舎 3 階本会議場
- 3 出席委員 尾崎委員長、大迫副委員長
中野委員、永井委員、板垣委員、谷浦委員、橋本委員、野村委員、
武田委員、田辺委員、鈴木委員、立崎委員、畠山委員、中田委員
國枝委員、滝 委員、西田委員、佐藤委員、藤田委員、木村委員
川崎委員、
- 4 欠席委員 なし
- 5 委員外議員 なし
- 6 市側出席者
- | | | | |
|-------------|---------|-------------|-----------|
| 企画財政部長 | 岩 泉 功 一 | 総務部長 | 道 塚 美 彦 |
| 市民環境部長 | 塚 崎 俊 典 | 保健福祉部長 | 木 下 信 司 |
| 建設部長 | 高 橋 孝 一 | 経済部長 | 児 玉 正 輝 |
| 経済部次長 | 小 島 靖 雄 | 会計室長 | 佐 藤 芳 幸 |
| 消 防 長 | 相 馬 正 人 | 政策調整課長 | 川 村 裕 樹 |
| 行政推進課長 | 川 口 昭 広 | 財 政 課 長 | 中 屋 直 |
| 都市計画課長 | 村 上 清 志 | 総 務 課 長 | 福 島 政 則 |
| 職 員 課 長 | 水 口 真 | 情報推進課長 | 田 中 宏 明 |
| 秘書課長 | 藤 木 幹 久 | 税 務 課 長 | 榎 本 明 嘉 |
| 危機管理課長 | 折 原 敏 宣 | 庁舎建設担当参事 | 安 田 将 人 |
| 市 民 課 長 | 秋 葉 聡 | 福 祉 課 長 | 木 下 隆 司 |
| 国保医療課長 | 土 山 律 子 | 児童家庭課長 | 仲 野 邦 廣 |
| 建 築 課 長 | 中 島 秀 男 | 農 政 課 長 | 福 田 政 美 |
| 契 約 課 長 | 内 山 浩 一 | 消 防 本 部 次 長 | 野 村 誠 |
| 消 防 署 長 | 國 田 祐 司 | 総 務 課 長 | 山 本 稔 |
| 予 防 課 長 | 田 埜 祐 司 | 消 防 1 課 長 | 八 十 島 康 博 |
| 教 育 部 長 | 八 町 史 郎 | 教 育 部 次 長 | 中 西 敏 夫 |
| 教 育 総 務 課 長 | 山 崎 克 彦 | | |

監査委員事務局長	山田隆二	監査委員事務局次長	工藤重幸
企画調整・広域行政担当主査	武田昭彦	総合計画担当主査	志村敦
学校跡利用担当主査	若澤路子	行革・分権担当主査	杉山正一
政策評価・男女共同担当主査	大原秀紀	財政担当主査	富田英禎
予算担当主査	宮本大介	基本計画担当主査	笹原拓己
緑・都市景観担当主査	川口弘恭	開発調整担当主査	嘉屋康夫
総務・庁舎担当主査	高橋直樹	車両担当主査	川合隆典
人事・研修担当主査	高嶋真一	給与・共済担当主査	大山直之
広報担当主査	石黒哲明	税務係主査	谷畑雅人
市民税係主査	荒川亨	資産税土地係主査	今井信幸
収納管理担当主査	高橋正弘	納税担当主査	林正明
危機管理担当主査	橋本征紀	保育担当主査	鈴木靖彦
学童担当主査	高橋陽子	物品・財産担当主査	三宅義一
総務担当主査	佐々木幸一	警防担当主査	齋藤博文

7 事務局	次長	柏木 聡	議会担当主査	石丸 訓行
	書記	村上美恵子	書記	木村洋一郎
	書記	永澤るみ子		

8 傍聴者 1名

9 案件	議案第 28 号	平成 25 年度北広島市一般会計予算
	議案第 29 号	平成 25 年度北広島市国民健康保険事業特別会計予算
	議案第 30 号	平成 25 年度北広島市下水道事業特別会計予算
	議案第 31 号	平成 25 年度北広島市霊園事業特別会計予算
	議案第 32 号	平成 25 年度北広島市介護保険特別会計予算
	議案第 33 号	平成 25 年度北広島市後期高齢者医療特別会計予算
	議案第 34 号	平成 25 年度北広島市水道事業会計予算

議事の経過

尾崎委員長

おはようございます。

開会前にお知らせいたします。野村幸宏委員から病氣通院のため、本日の会議を遅刻する旨届け出がありました。

ただいまから予算審査特別委員会を開きますが、傍聴の取り扱いにつきましては、申し合わせにより許可することといたします。

ただいまから予算審査特別委員会を開きます。審査の日程は各委員に配布の審査方法等協議資料のとおりでございます。各委員の協力をいただき日程どおり審査を進めたいと思いますのでよろしくお願いいたします。次に質疑は審査区分により一括して、回数の制限は 3 回でお願いいたします。また答弁者においては簡潔な答弁をお願いいたします。それでは議案第 28 号平成 25 年度北広島市一般会計予算、議案第 29 号平成 25 年度北広島市国民健康保険事業特別会計予算、議案第 30 号平成 25 年度北広島市下水道事業特別会計予算、議案第 31 号平成 25 年度北広島市霊園事業特別会計予算、議案第 32 号平成 25 年度北広島市介護保険特別会計予算、議案第 33 号平成 25 年度北広島市後期高齢者医療特別会計予算、議案第 34 号平成 25 年度北広島市水道事業会計予算、以上 7 件を一括して議題といたします。

まず一般会計予算の歳入の質疑を行います。ちなみに申し上げますと一般会計予算書の 14 ページから 45 ページでございます。質問される方はどの部分か明確にしてからご質問をしていただきたいと思います。それでは質疑を受けたいと思います。大迫委員。

大迫委員

おはようございます。1 点だけ質問させていただきます。公共施設内に設置されている販売機の入札を行っておりますが、そのカ所と台数は幾らになっているのかお知らせください。

尾崎委員長

中屋財政課長

中屋財政課長

公共施設の自販機の関係についてですが、収入では行政財産の貸付収入というのがございましてそれぞれの施設に自動販売機がございまして、いまの台数となりますと私どもも把握していないという状況でございます。以上です。

尾崎委員長

大迫委員。

大迫委員

金額はわかりませんか。

尾崎委員長

中屋課長。

中屋財政課長

申し上げございませんでした。財産収入で自動販売機の貸付収入ということで、約 450 万円程度の貸付収入になるというように考えております。

尾崎委員長

大迫委員。

大迫委員

平成 25 年度で入札をする施設を増やす予定はあるのでしょうか。

尾崎委員長

中屋課長。

中屋財政課長

私どもの今の押さえでは、新たに契約を結ぶというところはないと承知しております。

尾崎委員長

川崎委員。

川崎委員

俗にいうひも付き交付金とその用途を定めない交付金ということで、政権交代によってこれがどのようになったのか説明していただきたいのと、それによって予算が変わったのかについてお伺いしたい。

それから、今年の 4 月 1 日から施行される一括法による権限移譲によって、地方自治の事務経費である交付金に変わった点があるのかなのかということをお聞きしたい。

次に 14 ページのたばこ税が増額になっていますが、これは、今年の 4 月 1 日から都道府県と市町村の税率が変わったということだと思のですが、それを加味してのことなのかどうなのか説明を願いたい。それから地方譲与税のうち地方揮発油税と自動車重量譲与税が減額となっていますが、国の資料によると平成 23 年度の実績と 24 年度の実績で分母が下がっているのですが、それにならっての減額なのか。それについても説明をお願いしたい。

尾崎委員長

中屋課長。

中屋財政課長

それでは順番が代わりますが、権限移譲の関係の部分でございます。

今回の一括法を含めて地方に権限が下りてくるということでは、基本的には地方交付税措置なされるものというように理解をしておりますが、実際にどの程度の額になるかという部分については今年度の 7 月に本査定がありますので、その段階でないと細かな数値という分については把握できないという状況でございます。以上でございます。

尾崎委員長

富田主査。

富田主査

それでは、私のほうから国の交付金関係につきましてお答え申し上げます。

現在、私どもの方で受けている交付金に社会資本整備総合交付金というものがございます。こちらにつきましては、来年度は名称等の変更等はないと聞いております。

今回のひも付き交付金に変わるという分につきましては、都道府県レベルでの一括交付金について、分化されるということで国のほうで示しておりますが市町村レベルにつきましては、今回の国の補正でもございましたが、防災関係とそれ以外については流用が不可となるという旨の話は聞いていますが、それ以外の数値はまだきていないところでございます。以上であります。

尾崎委員長

榎本税務課長。

榎本税務課長

私のほうからは、たばこ税の増収に関する部分の答弁をさせていただきます。

議員が指摘されました法人市民税の減額に伴いまして、25 年度より道たばこ税の一部が市たばこ税に移譲され、そのたばこ税の税率につきましては 1000 本につき、通常分 644 円、旧 3 級品が 305 円上昇するなどの状況を踏まえまして、おおむね 5800 万円程度の増収分と、本数の消費動向を加味した状態で総額を計上させていただいております。以上です。

尾崎委員長

中屋課長。

中屋財政課長

それでは、地方譲与税の関係でお答えを申し上げます。

譲与税の関係で揮発油譲与税と地方自動車重量譲与税がございます。これにつきましては、国のほうから地方には交付をされるということでございますが、国全体の動きという部分が影響してくるところでございます。今年度の予算については、地方財政対策の中で各譲与税関係の伸びの部分がある程度示されるということで、これを参考に当初予算に計上しているという状況でございます。

尾崎委員長

川崎委員。

川崎委員

もう一回確認したいのですが、先ほどの一括法の関係で現状の予算書には加味していないということは、将来それが決定した段階で入れ込んでいくのかどうか。

それから、たばこ税についてはほとんどが制度の税率の変更で、市町村の取り分と道の取り分でたばこが値上げされる訳ではないのだが、税率変更をした分がほぼこの 5 千何百万という形でいいのかどうか。その加味した分が微々たる分なのかどうか。

尾崎委員長

中屋課長。

中屋財政課長

権限委譲の関係の交付税の算定の中身になりますが、いろいろな費目の単位費用の中でこういった経費は見込まれるということで、いまの段階でその交付税の中にどの程度見込まれるかという細かな部分はわかりませんが、交付税総体としてこの分も含めてということで、当初予算に計上している部分でこういった法的な部分での交付税措置をするものと、ワクチン接種等もそうですが従来補助金等で交付されてきたものが交付税に変わるという部分でございます。非常に交付税の算定は複雑な部分ではございますが、現段階ではそれを見込んだ状態での予算措置という状況でございます。

尾崎委員長

榎本課長。

榎本税務課長

繰り返しになるかもしれませんが、委員が指摘されたとおり、前年度当初予算比で申し上げますと 5900 万円程度の増額になっておりますが、税收移譲の関係でおおむね 5800 万

円ですので、大体の部分が移譲の部分ということがいえるかと思います。また、先ほどたばこの消費状況ということで申し上げましたが、通常分については近年の動向から 6%減を見ており、旧 3 級品については、若干の伸びがありまして 10%程度の伸びを見ております。以上です。

尾崎委員長

藤田委員。

藤田委員

3 点ほど簡潔にお聞きをします。1 点目は予算の概要のところ、収入の部で個人市民税等において課税客体の減少などにより、減収が見込まれるというように表現されておりました。この課税客体の減少ですが、こういったものが減少になるのか詳しく説明をしていただきたい。課税客体の減少によって減収にはなるが、たばこ税によって何とか收入的には前年並みか、それを上回る程度というような表現でありました。

川崎委員も質問していましたがたばこ税の税制改正によって、税収が増すということが図られたのかなというように思いますが、そういう意味では、たばこを吸っている方も胸を張ってもいいのではいかと思いますので詳しく説明をお願いします。

それから、16 ページゴルフ場利用税ですが、2390 万円。ここ数年この利用税が横ばいか減っていたように記憶をしているのですが、これは利用増を見込んでなのか、それとも税率等が変わってこういうようになっているのか。根拠を説明してください。

それから 3 点目は毎年聞いているのですが、今年度の経常収支比率、これは決算を待たないと正確な数字は出ないと思いますが、今年度の予算編成における見込みは大体どの程度なのか。それと経常収支比率が高ければ高いほど、政策的経費に使う財政の自由度が上げられるわけですが、25 年度の見通しはどうかこの 3 点お聞きします。

尾崎委員長

榎本課長。

榎本税務課長

1 点目の市民税の納税義務者の減少の要因について、お答えを申し上げます。どういう納税義務者が減ったとか、増えたかというように具体的な所得状況等については、現段階では押さえきれませんが、当初予算作成時において、24 年の 1 月からの住民異動というのは正確に押さえさせていただきます。転入者や転出者等の実際の数字をおさえて、そこからの見込みを行い納税義務者を推計いたしました。結果、前年と比較しまして 210 人程度の納税義務者が減少すると見込み、2 万 5800 人程度の納税義務者を推計をしたところ、以上です。

尾崎委員長

宮本主査。

宮本主査

私からは、ゴルフ場利用税交付金についてご説明させていただきます。23 年度決算から比べまして 24 年度の決算見込みは、やや数値を上回っている状況でございます。税率等の変化はございませんけれども、こちらの伸びを見越して地方財政計画の伸びを見込んでの増額という形で見ております。以上です。

尾崎委員長

中屋課長。

中屋財政課長

それでは、経常収支比率についてお答え申し上げます。これは、決算を待たなければ確定値が出ないという状況でございます。平成 23 年度の決算という部分では 91.8 ということで、ここ数年 90%ちょっとを超えるという状況でございます。25 年度の予算という部分ですが、これも試算の段階でしかないわけですが、どちらかといいますと投資的な経費が増加している部分については、経常収支比率は逆に下がる方向ということでございますので、若干 23 年度の 91.8 よりは下がるかなというようには思っております。以上です。

尾崎委員長

藤田委員。

藤田委員

確認で何点かお聞きします。今、榎本課長が言われました転入、転出そういったものの影響が課税客体減少に繋がっているのだろうというお話でしたが、今後の見通しとしては高齢化等々を含めて、今の人口がほぼ横ばいでいった場合に課税客体は、現状維持なのかそれとも下がり続けるというような方向になりかねないのか。

もうひとつは、輪厚工業団地の造成が始まって企業進出の話も具体的に明らかになりつつありますが、今後の見通しとして企業進出による法人税等の増収といったものはどの程度見込んでいるのか。その辺説明ができるものがあれば、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

それから、経常収支比率はいま中屋課長から下がる方向にいくのではないかという見通しを示されましたが、1つは、市職員の大量退職が続くという中でそれに伴っての新しい職員の補充がありますが、職員費といったものが下がる傾向にあるのかという気もするのですが、その辺も含めて、そういった要因が経常収支比率の下がる要因になり得るのかどう

かもちょっと説明願いたいと思います。

尾崎委員長

榎本課長。

榎本税務課長

まず 1 点目の市民税の関係ですが、委員の質問を条件として人口が現状を維持した場合ということで、これはあくまでも見込みということでお答えをさせていただきますが、当然、年齢が上がっていけば給与所得者については、給与が上がっていくことが考えられます。ただ、年金の受給開始年齢に到達する方については、給与所得者が年金収入者に移行するというようなことも考えられます。転入する方はどういう年代の方か。

また、転出あるいは死亡される方がどういう年代の方でどういう所得者の方かは、見込みが立ちませんが一般論として死亡される方については、年金収入の方が多いと思われまます。給与所得者と年金収入者で、税金を考えた場合は実際の数値をとってはおりませんが明らかに、給与所得者の方が税金が多いと思われまます。

例えば転入される方が給与所得者で、転出や死亡される方が年金収入者であれば現状維持の人口でいけば上がるということが想定されますが、転入する方の年齢階層等によって大きく変わってくると思います。ただ、全体的には一歳ずつ加齢していくわけですから、給与所得者から年金収入者へのシフトということも考えられますので、そうなれば、若干落ちてくるというようなことが考えられます。

それと、企業進出による法人市民税の影響ですが、これについては具体的な数字などは当然お話はできませんが、事業所を構えられまたは、そこでかかわる従業員が雇用されるような状況になれば、少なからず、法人市民税への影響というのは増額要因として考えられるというように考えております。以上です。

尾崎委員長

中屋課長。

中屋財政課長

それでは、経常収支比率の人件費の部分でございます。人件費は義務的な経費であり経常的な経費ということで、そういった人件費が下がれば、比率は下がるということになります。多くの退職者の方が出て、新人職員が入ってくるということになりますと、当然、給与の差というものが生じます。

ただ、再任用という部分がございますが、基本的に職員の入替わりでそういった部分では人件費が下がることによって比率的には下がる方向に反映するということになります。

尾崎委員長

藤田委員。

藤田委員

今後の大きな市のプロジェクトとして、新庁舎の建て替えがある程度おぼろげ気でも見えてきているのかなと思うのですが、前々からいろんな議員さんが質問していますが、公債費の比率、これがだんだん下がる傾向にあるのだということもいわれていますが、いまの財政課の見通しとして、公債費が下がっていく変化はどの程度の推移で行っていくものと予想をしているのかそこだけ再度お聞きします。

尾崎委員長

中屋課長。

中屋財政課長

公債費の関係の比率でございます。健全化法で、4つの指標のうち特に公債費に絡む分については、単年度の公債費の支払いの割合がどの程度あるのかというのが公債費比率でございます。もう1つ借金の残高と申しますか、そういったものが将来負担比率という分に関係していきます。公債費比率は、毎年度の公債費として支払った額の割合という部分で最近公債費の部分は減少してきておりますので、比率については若干減少傾向が続いているということになります。今後どういった事業によって、公債費をどの程度発行するかということが基本的にはなりますけれども、庁舎建設等で起債を発行することになればすぐに比率には反映はしませんが、建設の5年後とかになりますと、元金償還という分が始まりますので比率は上がりますし、また将来負担比率も起債を発行すれば残高が増えるということになりますので、将来負担比率のほうも上がっていくという状況になるかと思っております。以上です。

尾崎委員長

板垣委員。

板垣委員

私も何点が質問いたします。昨日までの一般質問で議論になりました生活保護の関係でお伺いをいたしますが、直接関係するのは保育所の保護者負担金収入だとかあるいは、学童クラブの使用料、そして市営住宅の使用料等に関係してくると思えます。保育所の保護者負担金、学童クラブ、市営住宅などでいわゆる所得1階層の生活保護を受給されていて、保育料・使用料等が全額免除されている方々が何人で何世帯いらっしゃるのかお伺いたします。生活保護基準の見直しですが、私の理解が正しいかわかりませんが、見直し

において大きく二つの影響が出てくると思うのです。

1 つは基準の見直しということですから、扶助費が例えば 6% 下がるということですよ。10 万円の扶助費をもらっていた人が、9 万 4000 円に下がるとかという影響が 1 つあると思いますが、もう 1 つはその基準が下がったことによって、今まで生活保護を受給されていた方が今度は支給されなくなる。例えば、9 万 5000 円の収入だったら 10 万円以下ということで、いままでは生活保護を受給できたのが、今度は基準が 9 万 4000 円に仮に下がったとすると、あなたは 9 万 5000 円ですから今後は対象外になりますよというような形でいわゆるボーダーラインにある方が、生活保護を受けられなくなるという可能性もあり、そういう影響が出てくると思うのですが、そういう理解でいいのかどうかお伺いします。

尾崎委員長

仲野児童家庭課長。

仲野児童家庭課長

保育所の負担金に対してお答え申し上げます。保育所の保育料に関しては、生活保護基準が変わることによって、税の非課税基準が変わることで影響が出てくると考えております。さらに階層が変わる方の資料がいま手元ないのですが、今回調べたところによりますと、税の非課税基準が変われば 105 人ぐらいの方の階層が変わるということで積算しております。以上です。

尾崎委員長

仲野課長。

仲野児童家庭課長

答弁漏れがありました。保護の基準にかかる準要保護世帯ということで、教育委員会の方で認めたものに関して保育料の減額を行っております。

それでもし、その準要保護世帯の基準が変わるとすれば 100 人ぐらいの方が影響を受けるということになっております。以上です。

尾崎委員長

中島建築課長。

中島建築課長

市営住宅の家賃の減免についてお答えいたします。計算方法としまして収入月額と生活保護基準の 2 点について比率を出して減免率を出しているわけですが、現在の対象者お一人については基準が下がって変わっても階層が変わることがございませんので、そのまま

対象となるということでとらえております。以上です。

尾崎委員長

木下福祉課長。

木下福祉課長

3 点目といたしますか、受給者の中でボーダーラインにいらっしゃる世帯の扱いの関係でございますが、昨日の一般質問でもお答えをしておりますように、まだ、基準の詳細な部分がございます。保護を継続するということは、保護が必要な状態にあるということでございます。現在、生活扶助基準だけが伝えられるところで 6.5%下がるということがございます。ほかの扶助もございますので、たとえば医療扶助とかは世帯の状況を見ないとなります。生活扶助基準が下がるから保護の必要のない状況になるともいきりません。いずれにしても、生活扶助基準の詳細が入ってこないとはっきりと判断がつかないというような状況でございます。以上であります。

尾崎委員長

板垣委員。

板垣委員

はっきり判断がつかない人数的なことはともかくとしても、考え方としては基準が下がれば、受給されていた人も受けられなくなるというようなことになるのではないかと考えているのですが、もう一度、その辺をお聞かせください。

それから、いま具体的に人数もいただきましたけれども、保育所については 150 人ぐらい、あるいは学童クラブについては 100 人ぐらいに影響するというので、いずれもこれは負担が増えるというような形になるのかなと思うのですが、それに対して国としては負担が増えないような措置を取りたいというようなことも聞いていますが、その辺の考え方はどうなのかお伺いします。

それから例えば、市営住宅についてはもし適用されなくなるというようなことになりますと、かなりの負担増になるかと思うのです。例えば、西の里の市営住宅などでは、2LDK で大体 1 万 8 千円ぐらいが家賃かなと思いますが、例えば、いままで住んでいた方については、たしか 6 年ぐらいのこの段階で家賃の水準は、上がっていくというようなことだったと思いますが、受給対象外になった場合にその辺が段階的な差と申しますかそういうことはどうなるのかも含めまして、いずれもかなり今まで家賃分については、生活保護の住宅扶助で受けられていた方が生活保護がなくなれば、数千円、あるいは 1 万円ぐらいになるのでしょうか。いきなり、負担を求められるというようなことになれば生活事情が大変なことになるかと思うのですよね。その辺の対応についてお伺いします。

それから、学童クラブについてはちょっと別の観点からお伺いしますけれども、今朝ホームページから調べた状況なのですが、この募集についてなんですけれども募集の学童クラブとしては、大曲東の 1,2 と北の台の 1,2 それから北広島学童クラブ、広葉学童クラブというものがあるのですが、ほかの例えば西の里、東部、西部学童クラブについては募集しないのかどうか、それはないと思うんですけれどもお伺います。

尾崎委員長

木下保健福祉部長。

木下保健福祉部長

まず、今回の生保の見直しの大枠といいますか、その考え方についてでございますが、板垣委員がおっしゃられたとおり、生活扶助の分が、報道されているところであれば 6.5 パーセント下がるということで、そこだけ考えるとその分が下がるということでございます。生活保護というのは、申請した方が最低の生活を維持するのに必要な額はこれだけだというのが、それぞれのケースによって決まってくるわけですが、それに比べてその人の収入がどうなのかということで判断いたしますので、その基準が下がれば今まで受けていた人で受けられなくなる人が出てくるということでございます。以上です。

尾崎委員長

中島建築課長。

中島建築課長

市営住宅の減免の関係でお答えいたします。現在の市営住宅西の里団地については 19 年から 22 年まで建て替えを行いまして、家賃も 1 万 8000 円程度。最終的にもうちょっと上がるかなと思うのですが、元来、建て替え前 5 千円、4 千円だった家賃が急に上がるということは、当然、負担もありますので 6 年間かけて徐々に上がっていく傾斜家賃と申しますが、これが減免を受けられていない方とほかの人たちとの均衡を図るうえでも、段階的に近づけていきたいと思いますという考え方で傾斜家賃を採用しております。ただ、先ほどもご答弁申し上げましたが一人対象になっている方、こちらについては、いまのところ基準が変わったとしても対象になるのではないかとということでは考えておりますが、他の方につきましても基準が示されてから、判断していきたいと考えております。

尾崎委員長

仲野児童家庭課長。

仲野児童家庭課長

学童クラブの募集に関してのご答弁を申し上げます。ホームページの方は確認しておりませんが、学童クラブ市内 10 カ所すべて募集をしております。募集方法については市の広報紙又は保育所、幼児学級などに個別に案内をお渡ししているほか、継続のお子さんに関しては学童クラブを通じて全員に案内を行って募集の周知をしているところであります。以上です。

尾崎委員長

木下部長。

木下保健福祉部長

1 点答えてない部分があったと思いますが、今後、制度が変わることによって、負担増になる方を市としてどう取り扱うかということでございますが、その部分は何度も申し上げておりますが今回の改正の中身全体がわからないと、現実にはどう対応ができるかということが不明な部分でございます。以上でございます。

尾崎委員長

板垣委員。

板垣委員

学童クラブについては、これを見ますと大変誤解を受けるとお思いますので、改善をしていただくようにお願いします。以上で終わります。

尾崎委員長

橋本委員。

橋本委員

確認という意味でお尋ねいたします。31 ページの地域づくり総合交付金でこれはシティーセールスの関係だということは、十二分承知しているところでございます。

ただ、シティーセールスの関係で私が考えていることと市が行っていることの方角でつじつまが合わない認識があるものですから、道のほうに申請した正式な活字の表現はどのような地域づくり総合交付金となっているか。私どものまちを見ますと政策事業の一覧表の中では書いてありますがこの表現そのものでよろしいですか。48 ページですね。一番下の商業振興費のところを書いてあります北広島シティーセールス事業ということで、この補助金の 1/2 は、いまお尋ねしたことだと思っておりますが、道に申請した正式な表現を教えてください。

尾崎委員長

48 ページというのは予算書ですか。橋本委員。

橋本委員

中身を聞きたいのですが、この点について道に出した補助金の歳入の方の中身を正式に教えていただきたい。

尾崎委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10 時 44 分

再 開 10 時 45 分

尾崎委員長

休憩を解き再開いたします。川村課長。

川村政策調整課長

ただいまの質問にお答えいたします。道の地域づくり総合交付金のほうに対しまして、北広島シティーセールス事業として事業費の約 2 分の 1 を申請しております。事業の中身については歳出側になりますけども、いま現在進めているアクションプランに基づいた中でのシティーセールスツールの開発だとか、情報提供にかかる費用の経費に対し、道に対して 2 分の 1 の交付金を申請しているというものでございます。以上です。

尾崎委員長

橋本委員。

橋本委員

3 年ぐらい継続しておりますね。私どもはひろしまのまちを売るためのシティーセールスと認識しているのですが、現在継続してやっているのは、ブランドを作ろうということをやっている。これを否定するのではないのですが、やっぱり、三大プロジェクトの中にもありますように、まちのよさを売ろうということですから、正式な道に出した申請はその年度、年度で変わるわけではなく 3 年継続しているわけですから、約 2 分の 1 補助でそのことについて確認をしたいということで、時間がかかるようであれば時間の関係もあるので後でお尋ねしても結構です。道に出した申請書はないんでしょ。

尾崎委員長

川村課長。

川村政策調整課長

交付金の申請書といいますかこれは、3年継続ということはもう最大限の期間ですけども、毎年、毎年この事業に関しては申請しているのですが、これは先ほど委員がおっしゃったようにまちの魅力の発信等も含めた中でのPRに対するものを、道に申請しそれが認められ交付金として昨年は受けております。25年度も同じような形、さらに強化する分も含めて継続して交付金の申請をしているということでございます。以上です。

尾崎委員長

橋本委員。

橋本委員

あのですね。私が申し上げているのは、北広島のブランドを定着させますということを書いて、一方ではひろしまをPRするとこれにすべて含まれています。予算は補助金なので。それを確認したかった。

尾崎委員長

川村課長。

川村政策調整課長

それら事業を含めた中での事業の交付金となっております。以上です。

尾崎委員長

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

以上で歳入の質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 10 時 46 分

再 開 10 時 51 分

尾崎委員長

休憩を解き再開いたします。

次に歳出の議会費の質疑を行います。ちなみに申し上げますと 50 ページから 51 ページ

でございます。

質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶものあり)

質疑なしと認めます。以上で議会費の質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 10 時 51 分

再 開 10 時 51 分

尾崎委員長

休憩を解き再開いたします。

次に総務費のうち総務管理費、企画費の企画総務費、都市計画調査費、広報費、市民生活費の男女共同参画推進事業、市民協働推進事業、市民参加推進事業並びに徴税費、選挙費統計調査費、監査委員費の質疑を行います。ちなみに申し上げますと 52 ページ総務費の総務管理費から 71 ページの企画費の広報費まで。72 ページから 77 ページの市民生活費のうち男女共同参画推進事業、市民協働推進事業、市民参加の 3 推進事業

76 ページから 79 ページの徴税費、78 ページの選挙費から 83 ページの監査委員費までであります。質疑をお受けいたします。

大迫委員。

大迫委員

1 点だけお聞きします。78 ページの選挙費についてですが、来年度から期日前投票を中央会館以外でも行うということですが地区名とどこの施設で行うのか。それぞれ何日間開設をするのか。増設されるのはいつの選挙からか。市長選挙からなのか、参議院選挙からなのか教えて下さい。

尾崎委員長

川合主査。

川合主査

大迫委員のご質問にお答えいたします。期日前投票所の増設につきましては、25 年度の参議院通常選挙からになります。場所につきましては、大曲会館、西の里会館、輪厚農民研修センターの 3 カ所を考えております。期間につきましては、それぞれ 1 日ずつ実施することで考えております。以上でございます。

尾崎委員長

大迫委員。

大迫委員

3カ所で1日ずつということですね。人口からいいますと大曲地区は1日で足りるのでしょうか。これはもっと開設日数を延ばすことは、できないのかどうなのか教えてください。それと、居住地域以外の会場に行ったときに、投票ができるのかどうか教えてください。

尾崎委員長

福島総務課長。

福島総務課長

大曲地区について日数を延ばせないのかというご質問ですが、参議院議員通常選挙から実施する予定としておりますが、参議院選挙でいいますと期日前投票につきましては中央会館でこれまでどおり、16日間、朝8時30分から夜8時まで行っておりますので、それ以外の場所につきましては先ほど川合主査が申しましたとおり、一日ずつで、日にちをずらして設置することで考えております。1日とした理由につきましては、今回につきましては場所ですとか人員ですとか、機械を確保する関係でなるべく短い期間で実施したいというように考えております。ほかの場所の期日前投票につきましては、中央会館で受けてもよろしいですし、大曲会館で行っている場合は大曲会館で受けていただいてもよろしいです。どこに行ってもできるような形になっております。以上です。

尾崎委員長

大迫委員。

大迫委員

これは来年度から、初めてやる政策ですのでそれぞれが1日ずつ行うということですから、かなり、市民に対する周知をしなければならない。やっていると思って、次の日に行こうと思っていたら、やっていないということもあり得ますので、どのような周知方法を使って市民に周知をするのか教えてください。

尾崎委員長

福島課長。

福島総務課長

これまでも、期日前投票の取り組みにつきましては、ホームページですとか広報紙で

すとかで周知してまいりました。正式にまだ選挙管理委員会で期日前投票については、決定を受けておりませんので選挙管理委員会のほうで期日前投票の増設の方法につきまして、決定次第、広報紙ですとかホームページ、あと入場券を毎回発行するんですけども、入場券の裏の方にそのことについて記載し周知してまいりたいと思います。以上です。

尾崎委員長

佐藤委員。

佐藤委員

庁舎敷地内の除雪関係で発言したいと思います。庁舎内の敷地内は 10cm 以上降りますと、業者が来て除排雪する状況になっていると思います。しかし 10 cm 以下の場合、職員の皆さんが一生懸命雪かきをやっているようですね。これは、かなりの職員の人数でやっているのではないかと思います。たぶんボランティアでやっているのか。その辺の理由はわかりませんが、財政的な問題で職員がやっているのか。どのような方法で例えば、怪我とか事故が起きた場合は、どういう対応になるのかこの辺について伺いたします。

尾崎委員長

福島総務課長。

福島総務課長

庁舎の除雪につきましては、いま議員がおっしゃられましたとおり、通常の道路除雪と一緒に契約の中に公共施設の分も含まれておりますので基本的には 10 cm 以上降ったときに道路の除雪と同じように委託で除雪が入ります。ただ、10 cm 以上にならない場合は、道路と同じように入りませんので、その都度、市の職員が除雪機 3 台を使うのと除雪用具とショベル等、人力で対応しております。通常、勤務時間は 8 時 45 分からのので、来庁者に不便をかけるわけにはいきませんので 8 時 45 分までには車などが駐車できるような状態にしておくべきとのことから、職員の協力をいただいて勤務時間前ですが、やっていただいております。以上です。

尾崎委員長

水口職員課長。

水口職員課長

私からお答えさせていただきます。公務災害等の部分につきましては、地方公務員災害補償基金が判断しますが、勤務に繋がる一連の行動であろうという判断がされるものと考えております。その辺のところはもう一度確認はさせていただきます。以上でございます。

尾崎委員長

佐藤委員。

佐藤委員

いま言ったように、事故の関係とか怪我とかが想定されますし、また早く来てやることによって仕事のスタートにも影響が出るのではないかと思ったわけです。消防本部の前を見ますとミニのダンプがあつて、機械化で行っていますよね。消防本部の場合は。そういうこともありますので、ぜひ総務として来年度の予算の中でお願いします。ミニショベルですとかを使ってやると、もっと楽に少人数でできるのではないかというように考えるわけですよ。したがって、来年度予算の中でリースにするのか、購入するのかは別にしてもそういう対応をした方がよいのではないかなと思うので、その辺の見解をお伺いたします。

尾崎委員長

福島総務課長。

福島総務課長

いま、委員がおっしゃったことにつきまして、当初予算には入っておりませんので、これからシーズンに向けて検討し、もし間に合わなければ来年度の予算の中でそれも含めまして検討してまいりたいと考えております。

尾崎委員長

畠山委員。

畠山委員

総務費の予算書 61 ページ、附属資料 28 ページの自主防災組織育成事業ですが、この事業は特に東日本大震災以降各自治体等では、防災関係に力を入れてきております。本市でも、今回の平成 25 年度予算案でそのような取り組みの姿勢が伺えますが、現在、北広島市の自主防災組織はいくつあり、組織率はどのくらいかお尋ねいたします。

それと、予算書 69 ページ、附属資料 35 ページの寒地稲作発祥 140 周年記念事業ですが、この事業は、昨年 9 月の私の一般質問で市長から関係機関と協議をして進めたいとの発言があった内容の予算だと思いますが、関係機関とは、どのような協議を行っているのかお尋ねいたします。また、記念事業とはどのようなものを現在考えておられるのかお尋ねいたします。

それと、同じ 69 ページ、附属資料 37 ページ、37 ページですけども市街地整備、計画事業ですが、附属資料 37 ページによりますと今後において用途地域の全面見直しを検討していくとありますが、用途地域の見直しのタイムスケジュールはどのようになっているのか。

お伺いたします。

尾崎委員長

橋本主査。

橋本主査

畠山議員のご質問にお答え申し上げます。自主防災組織の状況についてでございますが、現在自主防災活動を行っている団体につきましては 52 ございまして、自主防災組織率で申し上げますと 38%となっております。以上です。

尾崎委員長

武田主査。

武田主査

寒地稲作発祥 140 周年記念事業につきまして、お答えさせていただきます。寒地稲作発祥 140 周年記念事業につきましては、企画財政部、それと経済部、教育部において、それぞれ今、事業を企画しております。それぞれの事業につきまして、商工会さんそれから、赤毛種保存会さん等々と連携して、これらをまとめて 1 つの 140 周年記念事業にしたいというふうに考えております。以上であります。

尾崎委員長

笹原主査。

笹原主査

ただいまの畠山議員の用途地域等の全市見直しのタイムスケジュールについて、お答えさせていただきます。用途地域等などの全市見直しのスケジュールにつきましては、平成 25 年度と 26 年度の 2 年間で行う予定で考えております。25 年度につきましては、札幌市など見直しを行った他市の状況調査、都市計画基礎調査や基礎調査の解析や今まで変更要望などがあった地域の把握などを行い、見直しカ所を選定してまいります。

そして地元説明を行ってまいりたいと考えております。また、26 年度につきましては市内での調整のあと国や北海道との関係機関協議、それからパブリックコメント、都市計画審議会の審議を経たあと、法定の手続きを行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

尾崎委員長

畠山委員。

畠山委員

それでは自主防災組織ですけども、近隣の組織率はどのくらいになっているのでしょうか。また、北海道の組織率の平均はどうなっておりますかお尋ねいたします。

寒地稲作発祥 140 周年記念事業なんですが、いま答弁がありましたけれども商工会への地域振興事業で新規赤毛米を活用した地域振興の予算計上が資料にもありますが、ぜひ、商工会が J A 道央などと連携して 140 周年記念事業を盛り上げていただきたい。これは、要望にとどめておきます。

市街地整備計画事業ですが、用途地域の見直しにあたっては、北広島市における課題などはどのような認識を持っておりますか。お伺いいたします。

尾崎委員長

笹原主査。

笹原主査

ただいまの用途地域の見直し等に当たって、北広島市における課題などについてお答えいたします。課題などの洗い出しにつきましては、今後順次行ってまいります。1つの例といたしましては工業専用地域内での従業員向けの利便施設の立地や、高齢化が進行し車を使わない人が増えても暮らしやすくなるように、より身近な場所に食料品や日用品などを販売する店舗が立地できるようにといったような課題があると、現在のところは考えております。以上でございます。

尾崎委員長

橋本主査。

橋本主査

近隣市町村と北海道における自主防災組織率の状況についてお答え申し上げます。

まず、近隣市町村の自主防災組織率ですがこちらは公表されておりませんが、以前、確認したところ町内会単位での自主防災組織というものがいまだに進んでいない自治体から 60%を超えるような自治体ということで、さまざまな状況でございます。次に、北海道における自主防災組織率の状況につきましては、平成 24 年 7 月時点の数字であります。全道平均で 48.6%となっております。以上です。

尾崎委員長

畠山委員。

畠山委員

やはり、本市の組織率は低いと思います。本気で取り組まなければ、防災シンポジウムの開催だけではなかなか組織率が上がらないと思います。関連する庁舎内の部署が連携して取り組むことが重要だと考えております。昨日までの一般質問等でも議論がありましたけれども、例えば総務部だけでなく消防本部、建設部、保健福祉部等が 1 つになって取り組むことが求められていると思います。また、市内には北海道防災マスターと言われる方も何人かおられると聞いておりますので、そうした方々の協力も得て、ぜひ、防災組織率を上げることと、組織での防災訓練を計画的に取り組むことが重要と考えておりますので、その辺どのように考えておられるのか、再度お願いします。

それと、市街地整備計画事業なのですが、今後、少子高齢化社会が進み生産年齢人口が減少していくことが、明らかだと思っております。したがって、今後の都市計画については、高齢者や子育て世代が暮らしやすいまちづくり。それから歩いて暮らせるようなまちづくりを進めることが重要と考えております。したがって、用途地域の見直しに当たっては、ぜひその点に留意してまちづくりを進めていただくよう要望でございます。

尾崎委員長

橋本主査。

橋本主査

自主防災組織につきましてお答え申し上げます。委員のご指摘にもありましたとおり、本市における自主防災組織率の状況につきましては、全道の平均よりもまだ下回っている状況でございます。地域の防災活動というものは、市としても活動の活性化の組織化というものは、非常に重要な課題としてとらえているところであります。これまでも出前講座など、防災講座の開催に当たりましては消防本部、市民課や社会福祉協議会などと連携して取り組んだり、また、本市にも、北海道地域防災マスターの方々がいらっしゃいますので、そうした方のご協力をいただきながら講座なども開催はしているところでありますけれども、今後 5 年、連携を深めながら活動を進めていきたいと考えております。また、新年度につきましては防災シンポジウムの開催や、また、救助工具セットの貸与、地域の防災の研修会などを通して組織化の働きかけというものを強めていきたいと考えているところです。

自主防災組織における防災訓練などにつきましても、昨年、大曲地区の連合町内会主催で避難訓練も含めました大きな防災の取り組みが行われたところでありますが、地域での防災訓練など、市としても協力を行うとともに新年度につきましては、防災研修会、講座等で、災害図上訓練などにも積極的に取り組みを進めてまいりました。今後につきましても一層の活動の充実化や組織化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

尾崎委員長

田辺委員。

田辺委員

何点かについて質問させていただきます。予算書の 65 ページなのですが、障がい者雇用創出事業についてで、この事業は平成 22 年度から始まりまして、当初、臨時職員 2 名を雇用して、翌年に非常勤に移行。そしてまた翌年の 23 年度、24 年度それぞれ、臨時で雇用して、翌年に非常勤という形になっていると思うのですが、現在はどのようになっているのかということと、非常勤の方の雇用期間はどのようになっているのかお伺いします。

58 ページ、59 ページ職員研修事業についてですけれども、今回の一般質問の中にもありましたけれども、ここ何年か大量退職されて、今年も 25 名の方が退職されるということで、そうすると新人の方が同じ数だけ入ってくるというように聞いています。いまの市役所の職員の年齢バランスというのがどういようになっているのか。お伺いします。

次に、いま畠山委員が質問した防災についてなんですけれども、組織率のことはわかりましたが、今回この自主防災組織のところを拡大ということで予算も増えているかと思いますが、町内会が自主防災組織に移っていくというのが多いのではないかと思うんですが。防災担当というのか、町内会の組織の中にそういう方を養成するための事業内容のところに防災リーダーの育成と研修会ということも書いてあるんですけれども、これは、市独自でそういう研修会を市内の町内会等に呼びかけてリーダーを育成していくということなのかどうか。その点をお伺いします。それと以前に、避難所マニュアルの作成ですとか、大迫委員からも実際にやって見るということが大事ではないかとの質問がありましたが、おそらく地域ごとに特徴があるかと思うのですが、学校ごとにそういうマニュアルのようなものは、今後検討していかれるのかどうかということをお伺いします。

それから、65 ページです。協働事業きたひろ.TV 推進事業ですけれども、協働事業が開始して 1 年が経過しましたよね。この辺で市民の皆さんの評判というのか、視聴率ではかるのかどうかちょっとよくわからないのですが、この辺は、どういようになっているのか、次年度に向けてどういよことをやろうと考えているのかお伺いします。

それから、もう 1 点ですが、男女共同参画事業のところ、男女共同参画事業で毎年「えみんぐ」という冊子を作っているかと思うんですけれども、今年はどうなっているのか。担当の職員の方があまりいないことはわかっているのですが、男女共同参画に関する相談機能というのは、例えば、DVとかセクシャルハラスメント、パワハラメントそれから、性的マイノリティーについてなどですね。こういう男女共同参画にかかわる相談機能というのがうちの場合は、どういようになっているのか。いま、児童家庭課の母子相談というのがありますが、その辺の連携がどうなっているのか。以上伺います。

尾崎委員長

水口職員課長。

水口職員課長

障がい者雇用と職員の年齢構成部分、育成の部分につきましてお答えさせていただきます。まず、障がい者雇用につきましては、委員ご承知のとおり厳しい雇用状態の中で障がいのある方の就労の場が少ないということもありました。市の福祉関係の調査から行政が障がいのある方の雇用支援を積極的に行ってほしいという声がありましたことから、障がい者雇用の促進に関する法律の趣旨をもとに平成 22 年度から、臨時職員という形で雇用を始めております。ただし、臨時職員であれば 1 年で終わってしまうということもありまして、翌年から非常勤採用という計画を立てて、いま実行しているところでございます。24 年度非常勤職員 3 名、臨時職員を 1 名雇用しております。25 年度につきましては、非常勤職員を 1 名増やす予定をしております、全体で障がい者雇用、非常勤 4 名、臨時職員 1 名計 5 名を予定しております。今後につきましては、非常勤の場合、1 年、1 年の更新で、5 年という区切りがございますので、次のステップに向けて経済部、保健福祉部、総務部が 1 つになって考えて参りたいと思います。いまの時点では職員課が中心となって、毎月 1 回の面談等で就労の状況等確認しながら、本人への聞き取り等を行っている状況でございます。

職員の年齢構成ですが、45 歳以上の年齢構成が高くなっておりまして少ないところがございますと中堅層の 30 代から 40 代にかけてという部分になります。そこで私どもとしましては採用試験の年齢要件を 35 歳まで広げたり、あるいは、研修など人材育成の部分で配慮をし、空洞化を埋めようという努力をしているところでございます。以上でございます。

尾崎委員長

折原危機管理課長。

折原危機管理課長

ただいまの田辺委員の地域防災研修会の取り組みと避難所運営マニュアル関係についてのご質問にお答えいたします。来年度予定しております地域防災研修会につきましては、これまで出前講座等でまず、災害図上訓練ですとかそういう取り組みを行ってきたわけですが、なかなか市のほうからの積極的な研修会という部分での働きかけという部分はございませんでした。そういうことも含めまして、来年度につきましては、リーダーの養成につきましては、町内会におきましての自主防災組織の作り方につきましては、町内会がそのまま移行する場合はほとんどであることから、防災組織の代表者に町内会長さんがなれる場合、もしくは、それぞれの町内会の防災部的なところの部長さんがトップになったりということで、そういう形態があるわけですが、どちらにいたしましても、そういう中

で市が取り組む防災研修会の中で、一般の市民の町内会の方々にもリーダーとして引っ張っていただける方を養成していかなければならないということは十分感じておりますことから、今後、リーダー養成の研修会等を開催していきたいというふうに考えております。

それともう 1 点、避難所運営マニュアルの関係ですけれども、これまでに市としましては、市民の避難マニュアル等は作成してきましたが、避難所運営マニュアルにつきましては、学校全体として、体育館はどう使うかとか、普通教室等はどう使うかとか、職員室はどういう形で使うかというのはそれぞれの学校の教室の構成もありますことから、学校側に市から各教室の使用については働きかけをしながら、避難所運営マニュアルを作成していきたいというふうに考えております。以上であります。

尾崎委員長

田中情報推進課長。

田中情報推進課長

私の方からは、協働事業きたひろ.TV 推進事業のについてお答え申し上げます。まず 1 点目の評判については、6 月に開設以来、月平均約 1 万のアクセス数を得ております。内容によって工夫しておりまして、フェイスブックのいいねボタンというのがコンテンツの下に埋め込んでおります。そのボタンが押されることがほとんどなかったんですが、内容によってはいきなりボタンが押されていることが結構あったりと、結構評判はいいのかなと認識しております。

それと、2 点目の今後の展開ですけれども、これは市の協働事業提案制度で今年、1 年を経過したあと市民協働推進会議の方の評価を受ける形になっております。この評価を受けて今後のいろんな展開になっていくのだろうと思っております。以上であります。

尾崎委員長

川口行政推進課長。

川口行政推進課長

男女共同参画の女性広報紙「えみんぐ」の部分ですが、現在、市民広報委員 1 名がおりますので、行政推進課と連携して作成しておりまして、3 月中には発行することができると考えております。

相談機能の部分については、全庁的に連携して相談機能を行っているわけですけれども、平成 25 年からは特に DV 等に力を入れるということで、女性弁護士による女性法律相談を年 1 回行っていたものを平成 25 年度から年 2 回実施というようなことで考えております。以上です。

尾崎委員長

田辺委員。

田辺委員

初めに障がい者雇用のところですが、今後計画的に毎年何名の方を雇用して次の年は非常勤というような計画はあるのかどうか。お伺いします。

いま、次の就労に向けて面談をしたりして、フォローしているということをお伺いしたんですけれども、実際に一般の就労に結びついていくというのはなかなか難しいと思うのですが、せっかくここで身に着けたスキルを次に生かせるような方向をぜひ、とっていただきたいと思いますので今後の雇用計画があれば教えてください。

それと、職員研修ですが、35 歳まで広げたという職員の募集ですが、効果はでているのでしょうか。今年は年齢のバランスに効果はあったのか。研修を実施するうえで新人の方が 1 年で 20 人とか、たくさん入ってきて、前年も同じぐらいいるということになると、研修に特徴を持たせて行っているのかどうか。それと、人事交流で年齢のバランスをとるためなのかどうかかわからないですが、その辺の人事交流等についてもどの程度やっていたのかお伺いします。

それから防災についてですが、町内会で役員が毎年、1 年ごとに町内会の役員も変わるというようになってきているので、なかなか固定した防災担当という方を維持するのはどこの町内会も難しいのかなと思いますので、町内会の防災リーダーみたいな人を市のほうで、例えば月 1 回研修を実施するといろいろな形があると思いますが、防災リーダーの育成ということにぜひ努めていただいて、そういう方が自主防災組織を引っ張って、運営されていくという形になるといいのではないかなと思うのですが、その辺の見解はいかがでしょう。

それと、避難所マニュアルを作成するということですが、これは今年度のいつごろまでに作るということなのかお伺いします。

きたひろ.TV ですが、協働推進会議の評価を受けて次に向かっていくと思うのですが、この協働事業は今年度初めての試みの事業だと思うので、報告会のような事を企画して協働事業を次に繋がっていくようにしていただきたいと思いますがいかがでしょう。

最後の男女共同参画の相談機能についてですが、ちょっとはつきり聞こえなかったのですが、女性弁護士の相談が今度月に 2 回あるということでしたか。年 2 回でしたか。利用される方の需要はどの程度なのでしょう。月に 2 回かと思ったものですから。

尾崎委員長

水口職員課長。

水口職員課長

障がい者雇用の部分でございます。いま計画にありますのは非常勤職員で最大 5 名、臨時職員で 1 名、非常勤として 5 年たった方がやめられたらまた、次の方を雇用するというような予定にしております。

それから職員の年齢構成の部分ですが、採用枠を 35 歳に広げているというのは、以前から行っていることでございます。昨年の実績では 30 歳から 34 歳までの者を、3 名ほど採用しております。今年度の採用試験におきましても、33 歳で法律事務所に勤めている方を 4 月 1 日から採用予定としているところでございます。

研修の工夫の部分でございますが、新人研修では一般的な新人としての心構えを前期で行い、後期につきましては、実務的な部分を 1 週間ずつ実施しているところでございます。現在、待遇の部分とか、あるいは職場での OJT の推進という部分に力を入れております。この研修のほかに、今年度からは新任職員の支援員制度というものを設けておきまして、新任職員に 1 人中堅の職員をつけ、指導育成に当たっているところでございます。以上でございます。

人事交流の部分が抜けておりました。申し訳ございません。人事交流につきましては、そのときそのときで時代の要請に応じて実施しているというのが現状でございます。これまで、定員の適正化という部分もございまして、他の団体のほうに職員を派遣するという機会が減ってきたわけですが、来年度につきましては、北海道市長会に 1 名若い職員を派遣して研修していただく予定になっております。以上でございます。

尾崎委員長

折原危機管理課長。

折原危機管理課長

田辺委員の防災関係についてのご質問にお答えいたします。町内会におけるリーダー的な方の任期の扱いについてでございますが、やはり、市としましても 1 つの課題だと思っております。出前講座等で講座を実施しながら、自主防災組織の設立に向けて相談する場合がありますが、そういう場合においても防災部の部長さんですとか、そういう方につきましては 1 年、2 年の任期ではなく、最低 5 年ぐらいの任期にしていきたいということもお話をしながら、取り組みしているところでございます。

もう 1 点、避難所マニュアルにつきましては、平成 25 年度中に作成する予定で進めております。以上であります。

尾崎委員長

田中課長。

田中情報推進課長

きたひろ.TV の件に関しましてお答え申し上げます。先ほど、市民協働推進会議の評価を受けるといってお話を申し上げました。報告会を行ってはとご提言をいただきましたが、北広島市協働事業提案制度実施要綱という中では、その評価は公開での事業報告会を開催して行う形になっておりますので、そういう形で進めたいと思っております。内容等については担当部局と協議しながら進めてまいりたいと思います。以上であります。

尾崎委員長

川口課長。

川口行政推進課長

女性の相談についてですが、年 1 回が年 2 回ということです。それで、1 回につき 6 人まで相談を受けることができます。例年相談を受けることができない方はいないのですが、ことの重要性にかんがみて、今年度から年 2 回というようなことにしております。以上です。

尾崎委員長

ほかにございませんか。永井委員。

永井委員

1 点だけ、予算書 53 ページの防衛関係経費についてお聞きします。防衛関係経費全体的で前年度より増額されているのですが、その中で 55 ページにあります各種測定分析委託の予算が、前年度より半額近く減額されていますがその理由と各種測定分析委託の内容を詳しく教えてください。

尾崎委員長

橋本主査。

橋本主査

永井委員のご質問にお答え申し上げます。防衛関係経費において委託料で騒音測定にかかる経費というものを計上しておりますが、昨年度に比べましてこの測定の費用が大体半分ぐらいになっています。これにつきましては、市のほうで測定器を 2 基保有しているのですが、25 年 4 月から航空機にかかわる騒音測定の基準が変わりまして、そのうち 1 基が新しい基準に合致していない機種ということもありまして、1 台での測定ということで考えております。この委託につきましては、非常に機械そのものが専門的な部分もございまして、設置ですとか、調査結果、調査の内容、それらの分析も含めまして委託という形で行っているところです。以上です。

尾崎委員長

永井委員。

永井委員

今まで 2 基の測定器で行っていたものが、平成 25 年度からは 1 基で測定していくということですか。

尾崎委員長

折原課長。

折原危機管理課長

永井委員のおっしゃいますとおり、1 基での測定でございます。

尾崎委員長

永井委員。

永井委員

いままで 2 基で行っていたものを 1 基に減らしてやっていくということになるので、これはやはり新たに騒音の新基準に合った測定器を購入するなど予算を組み立てるべきだと思いますが、その辺の今後の検討についてお伺いします。

尾崎委員長

折原課長。

折原危機管理課長

ただいまの航空機の騒音測定器の関係でございますが、実際に測定をする期間といえますと年に 1 度、3 日間から 4 日間程度ということで、昨年も準備をしましたが、飛行機が飛ばなかったということでそういうことも含めまして、費用対効果からいきますと 1 基が一番近いところでの測定ということで考えております。いまのところ来年度からは、1 台で測定していきたいというように考えております。以上です。

尾崎委員長

ほかにございませんか。西田委員。

西田委員

2 点質問させていただきます。予算書 60 ページ防災費のところ、項目にないのですが、

ちょっとお聞きしたい点がありまして質問させていただきます。先ほどの田辺委員からもありました避難所マニュアルを作成されるということがありましたが、その関連でちょっとお伺いをします。今、本市ではハザードマップとして揺れやすさマップこういったものが作成されていると思いますが、この避難所マニュアルの作成に当たって、改定等が行われるのかが1点。

あと、いまいわれているのが、活断層の基準が見直されるのではないかという話が出ています。それによって、今まで活断層ではないといわれていたところが活断層になると、そうすると、公共施設の下に活断層があったというようなことも判明するのではないかと思います。その辺について調査等を行うのかどうか、2点についてまずお尋ねいたします。

尾崎委員長

折原課長。

折原危機管理課長

西田委員のご質問にお答えいたします。避難所運営マニュアルですが、基本的にこれは収容避難所で被害者の方々の生活を守っていくかということでございますので、特にガイドブックの見直しについては考えておりません。

それともう1点、活断層の話もございましたが、基本的にはいま北海道のほうで、平成25年度から北海道全体を順番に地震の震度の揺れ等についても調査をしております。結果がでた時点で市としましても、対応して修正しなければならない部分が出てくれば、ガイドブック等の見直しをしたいと考えております。以上です。

尾崎委員長

西田委員。

西田委員

以前も一般質問で質問をしましたが、北広島の地震計はいま共栄町に1つと恵庭の漁川のダムの下のところ1個あったと思います。あとはNEXCO東日本のほうで自主的につけられている地震計が1つあると思います。本市でさらに地震計を今後も含めて設置する予定はあるのかどうか。

もう1点はいま本市のほうで、昨日もNHKで特集が組まれていましたが、ハザードマップに加えていま、造成されている切土、盛土、こういったところが地震が起きると弱いのではないかという所と、あとはゲリラ豪雨等によって、地滑りが起きるのではないかという心配があって、マップづくりを進めている自治体もあります。本市はそのような切土、盛土、そういう所の地滑りに対するマップづくりだとか、検討は今後行われるのかどうかこの2点についてお伺いします。

尾崎委員長

折原課長。

折原危機管理課長

地震計の購入についてでございますが、市内には現在、共栄地区ということで土木事務所敷地内に設置しております。NEXCO東日本につきましては、夜間等職員がおりませんので、すぐに地震計の震度を確認することができません。いまのところ地震計の新たな購入ということは考えておりません。いま現在の 1 力所に対応していきたいと考えております。次に、切土、盛土の部分でございますけれども、市内には何力所か土砂崩壊の危険な崖地区がございますが、それにつきましては、それぞれの地区に説明会をしながら情報としては提供をしているわけでございますが、ガイドブックのほうにも一部そういう部分の記載はしております。以上であります。

尾崎委員長

西田委員。

西田委員

最後の質問で地震計についてですが、いま地震計はかなり単価が下がってきて個人的にも安価な簡単な物ですが、地震計を設置することも可能だといわれています。そういった民間の方が、地震計を設置した場合にそことの連携を図れるのかどうか、そういったことを設置したいという人が現れた場合に例えば、市のほうからソーラーパネルのように補助等に対応することができるのかどうか。今後の検討も含めてお伺いをいたします。

尾崎委員長

折原課長。

折原危機管理課長

地震計の関係でございますが、民間のほうで設置したということになりますと、管理の問題ですとか振動の確定、正確性の問題とかもございまして、いま現在は民間の地震計に対する購入に対する助成、交付ということは考えておりません。以上であります。

尾崎委員長

板垣委員。

板垣委員

私の方からも 2 点お伺いいたします。障がい者雇用について何人かの方々から質問がご

ございましたが、促進法によりますと民間では 2%ですか。そして自治体、公共団体においては 2.3%教育関係では 2.2%パーセントですかね。それから、一般の自体は 2.3%というラインが示されて、今後、それが増加していくという形だと報道されておりますが、本市においての全体の障がい者雇用率、そして教育関係の障がい者雇用率がどの程度になっているのかお伺いいたします。

それから、2 点目は 67 ページの学校跡施設の改修事業についてお伺いいたしますけれども、この改修工事の請負費、3 億 5200 万ということで計上されておりますが、これは、当初予定としてはどのくらいだったのかお伺いします。これから、改修が始まって、26 年 4 月オープンということだと思っておりますが、それまでの間、おたっしや塾等だとか、あるいは広葉学童クラブとかへの影響、特に安全面が懸念されるのですが、部分的に使えなくなるというようなことがあるのかどうかお伺いします。

それから、再来年度、オープンに向けて募集だとか、あるいは運営基準等について、どのようなスケジュールで整えていかれるのかお伺いします。

尾崎委員長

水口課長。

水口職員課長

障がい者雇用についてご説明させていただきます。平成 24 年度現在の状況でお話しさせていただきます。障がい者雇用率の算定の部分につきましては、一般職員、さらに短時間勤務の非常勤職員もこれも加えていよいよ現在となっております。本庁といたしますか、教育委員会を除く部分につきましては、法定雇用率が 2.1%で、障がい者の実雇用人数が 8 名、法定雇用率に基づく必要雇用障がい者数が 8 名という状況でございます。教育委員会におきましては、法定雇用率 2.0%、障がい者実雇用人数 1 名、必要雇用障がい者数が 1 名ということで、1 名という状況でございます。以上でございます。

尾崎委員長

川村課長。

川村政策調整課長

改修工事費の内訳についてお話しさせていただきたいと思っております。まず、今回の 3 億 5200 万円の中には、学校本体の改修ほかに児童館の部分の改修工事も約 4200 万程度入っております。それ以外の部分が約 3 億円程度ありますが、当初、緑陽小学校・広葉小学校 2 校それぞれ直営で改修ということも考えておまして、一番最初の推進計画のときは、近隣のいろいろな改修したものを計算しながら 1 校当たり約 1 億 2000 万程度という形で推進計画を皆様にお示ししたかと思っております。その後、昨日も申し上げましたが、昭和 48 年に建てた

建物の今後の対応等も考えた中で、いろいろな設備の関係、外壁の関係等も改修する必要があるということで今回児童館も合わせて約 3 億 5000 万円程度の改修費になったということで、予算を積算したところでございます。以上です。

尾崎委員長

若澤主査。

若澤主査

まず、生きがいデイサービス、それから学童クラブの関係でご回答を申し上げます。学童クラブと生きがいデイサービスにおいて使用している部屋につきましては、今回の改修におきまして、排煙窓などを整備するなど部分的な工事を行う予定でございます。これらの工事につきましては、休日ですとか、使用者の不在の時間帯に実施する予定としております。それから改修工事期間中につきましては、施設利用者の安全確保を完全に行うように、工事の受注者に対して申し入れを行います。また、工事実施の際、やむを得ず施設の利用等に制限がある場合につきましては、施設利用者の負担を最低限に抑えることができるように、必要な措置を行うこととしております。また、改修工事に入る前に、その利用者ですとか保護者の皆様に対して工事の期間ですとか、その想定される事柄について事前にお知らせをいたしましてご理解を得たいと考えております。

それから、もう 1 点ご質問のありました、施設開設後の管理運営のことについてございますが、指定管理者制度、また市直営など現在施設の円滑な運営に向けて検討を行っているところでございます。以上です。

尾崎委員長

板垣委員。

板垣委員

まず、障がい者雇用の関係ですが、平成 24 年度では 8 名、1 名ということですが、先ほど申し上げましたようにこの雇用率で、2.3%ないし 2.2%ということでガイドラインを組まれるように聞いていますが、そうしますとトータルでおおよそ 11 人ぐらいにしないといけないと思いますが、3 名位の増員の予定はどのように組まれているのかお伺いをいたします。

それから、学校跡の施設工事費についてですが、かなり大盤振る舞いだなと思うのですが基本設計にあたってどのような設計仕様であったか。その設計仕様の中にはその工事費で、概算工事費 2 億円ということですが、このように児童館がプラスになったとしても大幅に 3 億 5000 万も上がるのでしょうか。この 1 年しかたたない間に、非常に見積もりが甘かったのか、あるいはその後も、この際大盤振る舞いでやってしまおう

ということなのか。この辺どうなのですか。お伺いします。

尾崎委員長

水口課長。

水口職員課長

障がい者雇用が達成しているかどうかという部分は、24 年度につきましては達成しています。それと、算定方法としまして人に端数が付くのはおかしいですが、端数分に対する考え方があり、その辺のところでは 25 年度以降につきましても障がい者雇用の計画等を合わせますと、達成できるのではないかと考えております。平成 25 年度につきましては、正職員の退職者で障がい者はいない状況です。それと、採用は障がい者の方 1 名で短時間非常勤職員になりますが予定しております。以上でございます。

尾崎委員長

川村課長。

川村政策調整課長

工事費の関係でございます。設計に当たりましては、基本的に学校の施設をできるだけ残しながら、改修を行うということを基本に行っておりました。当初、実施設計を発注する段階では 2 億円という形で行っておりましたが、先ほどもお話したように設計を進めるに当たりまして当初予定しておりませんでした。受変電の設備の関係だとか、壁の関係、それから屋上防水等についても今後も対応年数を持たすためには、ある程度、必要だということも含めまして工事費を積算し、今回の金額になったものでございます。以上でございます。

尾崎委員長

板垣委員。

板垣委員

障がい者雇用率では、先ほどの説明では 2.0%達成しているというお話だったと思いますが、でも、平成 24 年度は。ですから、国の基準で 2.3%以降増えると思うのですが、パーセンテージ、雇用率が増えることに対してどうなのか。職員数が減るからこの率としては、達成するとかいうことなんでしょうか。お聞かせください。

それから、跡施設については見積もりだとか、実際の費用の算出に当たって、もう少しシビアな検討が必要だったんじゃないかなとっておきたいと思います。それから、おたっしや塾等への影響について、排煙窓等の設置、スプリンクラーをつけるだとか、消防上

の基準をすべてクリアする形になるかと思えますけれども、ちょっと確認のため再度お伺いします。

尾崎委員長

水口課長。

水口職員課長

障がい者雇用の部分でございます。平成 25 年 4 月 1 日から本庁につきましては、法定雇用率が 2.1%から 2.3%になります。教育委員会においては 2.0%から 2.2%になります。これは委員のおっしゃるとおりでございます。実際に何人雇用していればいいのかという部分なのですが、これについては、実際の計算の中でこの人数を雇用していればいいのかという部分、または、この率を達成していればいいのかという部分がございます。25 年度におきましては、率を達成している状況にあります。今後につきましては、障がい者雇用の部分で、正職員、臨時職員、非常勤職員も含めまして計画的に行っていきたいと考えております。以上です。

尾崎委員長

川村課長。

川村政策調整課長

おたっしゃ塾、学童クラブの関係ですが、今回事業、それぞれの用途、地域交流スペースや児童館等いろいろ用途を最終的に詰めていく段階で、法律のほうを確認していく中で、それぞれの用途において、排煙窓と防火扉等の対応でスプリンクラーの設置はありません。

尾崎委員長

暫時休憩いたします。

13 時より再開いたします。

休 憩 12 時 00 分

再 開 12 時 58 分

大迫副委員長

休憩を解き再開します。川崎委員。

川崎委員

私の方から 3 点ほど質問いたします。62 ページから 69 ページの間で 3 点お願いいたします。

す。まず 63 ページ、情報化推進関係のことがたくさんありますけれども、全体的な質問として聞きたいと思いますが、市役所の中はいわゆる I T 化が進んで、どこの机にもパソコンがあるというような状況であります。その中でこのいろいろな事業の中のメンテナンス費用などですね。I T 関連メンテナンス費用がでてまいります、ここだけでなく、一般的に言えることだと思いたいますがそこでお聞きます。職員の中で I T 関連に精通しているものがあるのかないのか。いわゆるすべて、メンテナンス会社というか、業者に発注しているのか。例えば、パソコン等を移動するのに L A N ケーブルを延ばさなければならないというような仕事も発注しているのか。それとも職員の中に精通者がいて、それをやる事ができているのか。それについてお聞きをしたい。

それから、67 ページになりますが、先ほど板垣委員のほうからもありましたが、学校跡地の改修事業でございますが、この点について、学校跡地を利用するのかしないのかというときにある程度の金額、たしか 1 億 2000 万だとか 1 億 5000 万だったと思いたいますが、そういう話題があったとき、消防設備とかいろんな面でこれくらいでできるのかということをお聞きしたことを記憶にある方もたくさんいらっしゃると思いたいます。それが実際にやってみると、3 億 5000 円になった。多少の事情が変わったにしろ、当時から倍以上の金額になっているということは、私は工事を受注する側の仕事をしてまいりましたが、当初予算で 1 億 5000 万か 2 億のものが、3 億 5000 万かかりましたということになるということは、はっきりいうとその担当の失態ですよ。これはやっぱり、我々の世界でいうと当初見積もりができなかったのは能力がないといわれるわけです。これは、能力のなさなのかどうか。その辺の見解についてお聞きをしたい。ついでに聞きますが、3 億 5000 万で進むのか、次年度に残しているものがないのかどうか。事業が、これで完結するのかということも含めてお聞きをしておきたい。

それから、69 ページになります。都市計画調査費経費というのが、69 ページにあるのですが都市計画調査経費の中に、今回初めて工事費というものができました。工事を伴うということは、経費なのか。何の工事なのか。本来は、事業として別建てでなければいけないのではないのかというように思うのですが、その中身についての説明をお願いします。

大迫副委員長

田中情報推進課長。

田中情報推進課長

システム関係の精通者がいるのかという質問にお答えいたします。ご指摘のありましたシステムの保守というのは大体専門業者に任せております。ただ、ご指摘のありました移動ですとか、LAN ケーブル等の作業的な部分につきましては、殆ど職員がやっております。昔ですと、職員の異動に伴ってパソコンも併せて移動しておりましたが、現在、I C カードを使用しておりますので、職員個人がどこに異動してもこの I C カードで、自分の情報

を引き出せる形になっておりますのでパソコンの移動は現在、殆ど行われていない状況であります。

それと、LAN ケーブルについては、執務周りはほとんど職員がやっております。ただ、庁舎を渡るだとか、天井裏を通す等の作業が伴う場合は専門業者をお願いしているところであります。以上であります。

大迫副委員長

川村政策調整課長。

川村政策調整課長

広葉小学校の改修費でございますが、約 2 億円ということで実施設計を発注している状況ですが、今回、進める中で壁だとか、内装関係、消防の関係、それからエレベーターに関しましても当初想定したものよりも構造上補強しなければならないということがございまして、今回このような数字になったということで、当初想定されていなかったものについて今回加わったということでご理解いただきたいと思っております。それから、来年度の関係ですけれども来年度については、一部外構工事いわゆる駐車場周り等につきましては、ある程度工事が 25 年度で完成した段階で、早期に行いたいと思っておりますのでそれに関しましては 26 年度に行ってまいりたいと思っております。以上です。

大迫副委員長

嘉屋主査。

嘉屋主査

都市計画調査費についてでございますが、今回は工事請負費としまして違反建築を事前に防止するために、市街化調整区域に開発規制の看板を設置したいと思ひまして、工事費として計上しております。以上です。

大迫副委員長

川崎委員。

川崎委員

I T 関係は精通者がいるということですが、それは例えば、ある程度パソコンをいじっていると、詳しい人はたくさんいると思うが、そういう教育だとかそういったものは、改めてやっているのかどうか。それとも、自分で勉強されているとか、経験上やっているのが通常なのか。

もうひとつは各部署にどれくらい専門の方がいるのか。その辺について説明をお願いし

たと思います。

それから、学校施設についてですが想定できなかったといまの方々にいっても仕方がない。さらにですね。来年、外構をやるという。これは、我々に理解を求めるといことで、学校跡施設を使う、使わないという議論の中で出てきた話でしょう。とりあえず、議会に安く話しをしておいて、あとは予算でやればいとれるのだがこれではまずい。やはり最終的にどれくらいかかるといったものについては、ある程度、これで収める。収まらないのであれば、これをあきらめるということまで責任を持たないと、この議会で我々が議論してきたことがまったく生かされない。結果的には、できてしまって、進んでいるから認めざるを得ないわけです。その辺はやっぱりしっかりと、見積もりはできるようにやっていただきたいと思います。これは、質問にならなくなってしまいました。今後、そういった中でこの結果を見て将来どのようにしたいのか、部長に一言いただきたいと思います。それから、看板を設置する経費は工事費経費でいいんですか。事業にならないのか。もう何年もこの都市計画調査経費の中にあるが、事務的な経費ではないのか。賃金等も含まれているからそこに工事費が入ってくるのは、なぜ、そとに出せなかったのかと思うのですが、予算の組み立て方についてお聞きをしたい。

大迫副委員長

田中課長。

田中情報推進課長

I T 関連の専門職員の関係ですが、私どもは、職種で言いますと事務職と技術職という枠に分かれています。I T 化関連の職という形で採用された職員はおりません。確かに、職員の中にはそれなりの知識を持っている方もおりますが、そういった形で登録しているわけございませんので、一般事務職としていろんなところに配属されている形になっております。専門職ではないですが、情報推進課として一緒に保守ですとか、立会いをしておりますとその辺のある程度のこと判ってきますので、そういった形で、職場の中で覚えていくといったことが中心になっております。以上です。

大迫副委員長

岩泉企画財政部長。

岩泉企画財政部長

学校跡地の関係でございますが、午前中、板垣委員のほうからもかなり金額が増えているのではないかというご質問がありました。課長からもご答弁いたしました。もろもろの条件が当初、想定されなかった部分や学校跡地の利活用の中で例えばエコミュージアムであるとか、児童館であるとか、そういった部分が決まらない中でそのような形を当初、

公表してこういう様な形を招いたのではないかと考えております。いま、実施設計を付けておきまして、年度末には最終的な数字も組み立てられる状況にはなっておりますが、その中では十分、もう一度精査をさせましてその内容が、華美にならないような形で、調整をしていきたいと思っております。そういったところで、私どもの当初からのお示しの仕方が、十分でなかったということについては、これから十分気をつけていきたいと考えております。

大迫副委員長

村上都市計画課長。

村上都市計画課長

都市計画調査費の中の工事請負費の関係でございますが、今回私どもが実施しようとしている内容としましては、調整区域で一般的にその建築行為は、ここについては禁止だという周知のための看板を設置していくということで計上させていただいたものですから、新しい何か 1 つの事業として行うとかということではなくて、経常的な業務の中で必要だということでご要求させていただきました。以上です。

大迫副委員長

川崎委員。

川崎委員

最後になります。IT 関連については、経験を積んできて我々も先輩のやっていることを見たり、精通者のやっていることを見て覚えることが多いわけです。1 つ心配なのは、そういった人が見て覚えるぐらい程度で、この予算の中にでてくるメンテナンス費用とか機材の発注関係等、こういったものの査定はできるのだろうか。要は、業者何社からか相見積もりを貰って安いところになっているということなるのか。この辺は、やっぱり専門の職員を抱えるような時代になってきているのではないかと。そして、きちっと査定ができるようなそういう職員の確保ということが必要ではないかと思っております。職員の関係にも入ってきますが、その辺について最後にお考えを聞きしたいと思います。

それから、先ほどの学校跡地のことですが、スプリンクラーは設置しなくてもよくなったということ、先ほどの板垣委員の質問の中でおっしゃっていましたが、これは消防と打ち合わせをしてのことだと思っておりますが、その中には必ず条件があったと思っております。例えば、入居人員の制限は消防法にあります。それから、火気の取扱いができるのかどうか。いわゆるスプリンクラーについても私から見た場合、逃げる方法を見つけて、その方法には必ず制限があります。その制限について、きちっと使用される側に指導していかなければならない。その辺の体制等の考え方について、最後にお聞きしたいと思います。

経費のことについては解かりました。

大迫副委員長

道塚総務部長。

道塚総務部長

1 点目の専門性の高い職員の採用ということでございますが、まずは、職員の専門性を高めるためにいろいろと研修をしていかなければなりませんし、合わせて採用の枠も 35 歳までということで拡大していますので、その中で専門性の高い職員も採用して参りたいと考えています。先ほど職員課長から答弁しましたが、今年につきましては法律事務所に勤めていた職員を採用しておりますので、今後についても様々な形で、専門性の高い職員の配置について考えていきたいと思っております。以上でございます。

大迫副委員長

川村政策調整課長。

川村政策調整課長

防火や防災の関係も含めての使用者への連絡等でございますが、当然、スプリンクラーを設置しないということでもありますので、そういう防災防火に関しては、これから 25 年度に定めますが、各使用者・利用者に対しては十分周知するような形で徹底してまいりたいと考えております。以上です。

大迫副委員長

藤田委員。

藤田委員

それでは、簡潔に 4 点お聞きいたします。まず 56 ページの出張所費が 223 万の増額になっておりますが、これは非常勤職員とか臨時職員の経費なのかなと思うのですが、223 万円増額の中身を教えてください。

それから、61 ページ自主防災組織育成事業。昨年 12 月に防災マスターの資格をもった方を非常勤職員として採用したと思っておりますが、半年間、どんな仕事をしていたのか。それから 25 年度、どんな仕事をさせていただくのか。それからこういった資格を持った方を採用した訳ですから、何年ぐらいこの仕事続けていただくつもりなのかそこをまずお聞きします。

それから、防災資器材整備事業 287 万。まず、この整備をする主な中身は何か。それから防災資器材セット、24 年度は当初、補正を組むぐらい応募があつて最終的には応募した

町内会が全部貸与されたと思いますが、25 年度のなかではそういったものが、どの程度組み込まれているのか。この防災資機材に関して言いますと、24、25 年度でだいたい希望する町内会に貸与が行き渡るのかお聞きします。

それから、65 ページ情報化推進事業。先ほど、田辺委員がきたひろ.TV の質問をしましたので違う角度で、24 年度で週 1 回ぐらい新しい番組が放送されて、私もできる限り見るようにはしていたのですが、よく見られた番組、人気のあった番組というのがどの程度あったのか。

それからもう 1 つは、行政情報として私もこのきたひろ.TV 導入のとき、1 つ提案したのはなかなか広報紙でお伝えしても、市民がピンとくるものところないものがあるので、映像で PR すればもう少し意識喚起なりが映像でできるのかなと思うのですが、24 年度として行政情報的な番組がどの程度あって、25 年ではそういったものを増やしていくのかどうか。その点のお考えについてお聞きします。

大迫副委員長

折原危機管理課長。

折原危機管理課長

ただいまの藤田議員のご質問にお答えいたします。まず防災専門官の関係についてでございますが、平成 24 年 10 月に採用をいたしまして、主な 24 年度の取り組みにつきましては出前講座ですとか昨年 9 月に行われました大曲防災防犯フェスティバルの協力などがございます。さらに、恵庭の陸上自衛隊北恵庭駐屯地との連絡調整ですが、特に、気象警報とかが出ますと、連携が必要になりますのでそのような調整にあたっております。25 年度につきましてはいままでに実施していたことも含めて、防災シンポジウムや各種研修会など全般にわたって取り組ませていきたいと考えております。

次に、防災資機材関連でございますが、昨年度に補正をいたしましてあわせて 50 セット購入しております。これにつきましては、先週、今週で一部配付はしているのですが、なかなか、自治会の都合等で場所が決まらない所もございますので、そういうところについては、連絡をいただきながら置き場所について協議しながら進めていきたいと考えております。来年度につきましては、いまのところ 20 セットの救助用具セットの購入予定を考えております。防災資機材整備事業につきましては、主に救助用具セットと 25 年度備蓄する非常食とほかにもジェットヒーターですとか、そういう備蓄品についての購入ということで予算に計上させていただいております。以上でございます。

雇用の関係につきましては、基本的に非常勤につきましては、1 年 1 年ということですがやはり私どもとしてもなるべくそういう専門的なものにつきましては、知識と経験を生かすために長く働いていただきたいと思っておりますが、その辺は職員の雇用の関係がございますので十分に配慮しながら、雇用について進めていきたいと考えております。

以上であります。

大迫副委員長

田中情報推進課長。

田中情報推進課長

きたひろ.TV の関係について、ご説明します。

1 点目の人気の動画については、後で担当の者をご報告いたします。行政情報の掲載についてであります。確かに委員のおっしゃるとおり、特定健診の関係をきたひろ.TV で挙げました。きたひろ.TV のページの中で、当然特定健診のことを放送しておりますが、ホームページ上でも同じ動画を組み合わせて掲載しました。現在も掲載しております。今後も、市の事業の中で普及啓発等々が必要なものについては、できるだけ動画も併せて、ホームページで掲載していければとは考えております。以上です。

大迫副委員長

暫時休憩します。

休 憩

大迫副委員長

休憩を解き再開いたします。寺岡主査。

寺岡主査

人気の動画についてご説明申し上げます。昨日現在で再生回数 300 件を超える動画の件数というのは、今のところは 17 件ございます。上位のものといましては、北広島市のまちの中を探検して歩いて紹介するという動画の 1 本目は、1366 回の再生、その続きとなります 2 本目の動画が 732 回。それから開局記念番組が 536 回、北広島の部分月食を紹介した動画が 506 回というような形になってございます。以上でございます。

大迫副委員長

暫時休憩します。

休 憩

大迫副委員長

休憩を解き再開いたします。塚崎市民環境部長。

塚崎市民環境部長

出張所費の増額についてご説明させていただきます。この中身につきましては、大曲出張所に非常勤職員を 1 名多く配分したものと、それから、機械警備の関係で平成 25 年より実施するというので、これに係る経費を増額したためにこの部分が増えているという状況でございます。以上です。

大迫副委員長

藤田委員。

藤田委員

わかりました。大曲出張所に非常勤職員が 1 名増えるということと光ケーブルも大曲出張所ということでいいですか。西の里出張所、西部出張所。こちらのほうの、いわゆる光ケーブルの対策。団地の集会所、住民センターこちらのほうは、そういうような対策はずでに取られているのかどうか。ちょっと確認をしたいと思います。

それから、防災専門官の方ですね。まず去年の 10 月から 1 名の方を配置したということで、先ほど午前中の質問にもでていましたが、畠山議員の質問でも自主防災組織率が低いのではないかということは恐らく専門の方がなかなかなくて、町内会も自主防災組織を立ち上げるということでは取り組んでいます、専門的に教える方がなかなかなくて、そういう意味で普及が遅れてきたのかなという実感をしています。専門官がついたのですから、この方をぜひフルに専門のお立場を生かしていただいて活躍していただきたいなと思っています。先日も、私の住んでいる大曲の町内会の総会に出席しましたら、連町の会長さんが、単町の会長にぜひとも自主防災組織を作ってくれと熱っぽく言っておりました。単町の会長さんも、ぜひとも取り組んでいきたいというお話もやりとりの中でありました。そういう意味では、やる意欲は各単町さんにもあると思いますので、フル活用をぜひしていただきたいということと、この方を導入することによって自主防災組織率を目標として、3 年後にはここまでしたいとか、5 年後には全道平均に追いつきたいとか、何らかの目標を持って取り組まれるのかどうか。

それから、現在 1 名ですけども、こういうような資格を持った方が市内にはまだ数名いらっしゃると思いますが、1 名体制で十分と思っているのか。それとも将来的には増員が必要と思っているのかお聞きをいたします。

それから、防災資機材のほうですけども、先ほど折原課長の方からも置き場所にいろいろ苦慮されており、困っているとお話もちょっとありましたが、自主防災の中の経費の中でいろんな使い道の経費ありますが、こういう資材を置くための物置、倉庫といいますか、そういうものがどうしても町内会の中で確保できないという場合に機材を置くような、収納するような施設に事業のお金を充てることは可能なのかどうかお聞きをしたいと思います。

それから、情報推進のきたひろ.TV ですが、人気のあるものは 1000 回を超えているということでしたが、これはたしか道都大学の生徒さんが案内した動画だと思いましたが、そういった意味で恐らく興味を引いたのではないかと思うので、そういう意味で学生の方の活用も含めて、まちの魅力の PR にぜひ努めていただきたい。

それともう 1 つは、建設部のほうでもう 1 回聞こうと思うのですが、きたひろ.TV の動画をやる場合、私は一番思うのは除雪の仕方の PR のテレビ放映をすとか、広報紙で市民の皆さんへ紙で書いていますが、なかなかあの広報紙だけでイメージがわからないという気はしているのです。ですから、今年のような大雪だったときの除雪は、こういうようにやるとか、市民の皆さんは自宅の間口はこういうように処理してくださいとか。除雪のためには、違法駐車は止めてくださいとか。そういったものをこういうようなきたひろ.TV を使って流すとか、そんな活用ができるのではないかなとは思っていました。これは、情報推進のほうでそういうことを土木事務所にやってくださいとか、建設部にやってくださいということがいえるのかどうかお聞きしたいと思います。

大迫副委員長

塚崎部長。

塚崎市民環境部長

再質問にお答えいたします。まず機械警備ですが、今回、大曲出張所と西の里出張所 2 カ所に機械警備を入れるということで、この費用を見ております。東記念館等の地区センターはどうなのかというご質問がございましたが、これにつきましては、すでに一部で機械警備を入れております。以上です。

大迫副委員長

折原課長。

折原危機管理課長

防災専門官関係の再質問についてお答えいたします。防災専門官につきましては、現在 1 名体制で行っておりますが、いま市内には、北海道の防災マスターということで 6 名の方がいらっしゃいます。既にこの方たちにつきましても、出前講座ですとか研修会等で講師として活動していただいておりますが、今後もそういう中で活動していただきたいと思っております。ただ、現在の専門官としては 1 名体制で、とりあえず進めていくということで考えております。

次に、自主防災組織率の向上についてでございますが、基本的には北海道のほうにつきましては、平成 29 年度までに 75%程度ということを目指しております。当市につきましても、市内の自主防災組織率を 75%までに高めていきたいと考えております。

備蓄庫の関係でございますが、資機材の置き場所等でご相談を受けているわけですが、それぞれの町内会と相談する中で例えば集会所を活用して置いていただくとか、備蓄庫につきましては、公園にも設置をできるようなことで去年 4 月から進めております。それにつきましては世帯数とかによりますが、2分の1の補助ということで、そういう形の中で条例を設置して取り組んでおります。以上でございます。

大迫副委員長

田中課長。

田中情報推進課長

きたひろ.TVの番組の関係で、他の部局の方に企画案を出してはどうかというお話なんです。ご存知のように、きたひろ.TVについては市民参加でやっておりまして基本的には、その中で掲載する番組を現時点では決める形になっております。

当然、我々も行政からのお知らせを1つのコンテンツとして載せるようにお願いしてありますので、そういった形で載せることはできる形になっております。建設部を始め、他の部局等々についてもできるだけ、そういったお知らせがあれば、掲載するように働きかけていきたいと思っております。以上であります。

大迫副委員長

藤田委員。

藤田委員

3回目で最後で、もう1回確認します。1つは防災資機材のキッド等の備蓄庫への公園使用も可能ですよという話でしたが、まず、今年度それに対する事業費はいくらなのかということと、金額的に十分なのかということが1点。

それから、防災専門官ですが、課長の話では全道平均75%まで持っていきたいということですけども、75%に持っていくのにこの非常勤職員の方が1名の対応。先ほど防災マスターが6人いるので、出前講座等でお手伝い願っていますとっていましたが、本当に75%を目標にやるのに、今の非常勤1名体制、それから危機管理課を含めて今の職員数を含めてこの体制では十分と思っているのかどうかもう1回お聞きします。

それから、自主防災組織を立ち上げた場合に、いわゆる要援護者名簿を危機管理課と覚書を交わして入手して自分たちの災害対策に役立てるということはできますが、この要援護者名簿を交わした自主防災組織とかはいままで幾つあって、25年度はどれぐらいの自主防災組織がそういうことを考えているのか。教えてください。

大迫副委員長

橋本主査。

橋本主査

自主防災組織育成事業に関わります補助金について、お答え申し上げます。こちらの事業、自主防災活動を行っている町内会、自治会のほうに補助金という形で交付させていただいておりますがその予算については、60 万の予算を見ておりまして、まだ確定はしておりませんが、本年度においてはこれまで 44 万円執行しておりまして、その中には防災備蓄品を格納するための倉庫ですとか、そういったものへの助成というものも行っているところ です。以上です。

大迫副委員長

折原課長。

折原危機管理課長

防災専門官 1 名体制ということで進めているわけですが、道の目標は平成 29 年までに 75%ということで、当然今の体制の中でできる部分で工夫をしながら行ってはいますが、その中での取り組み、例えば出前講座、防災研修会、各地域のイベント等にも協力していますので、そういうただ押しつけではなくて市民の皆さん、自治会のみなさん自らそういう気持ちを持っていただきながら、私どももそれに協力をして自主防災組織率を向上させていきたいと考えております。

要援護者対策につきましては、現在、保健福祉部と連携をとりまして、一部団地内で福祉委員会等と連携をとりながら活動はしておりますが、名簿が今何カ所に交付されているのかは押さえてはおりません。ただ、その中で各地区でも取り組んでいるのは幾つかあるということは聞いております。以上であります。

大迫副委員長

野村委員。

野村委員

先ほどからいろいろな方がお話をされている、自主防災のことについてお聞きしたいのです。私が町内会の会長をやって見ていろいろなことがわかったのですが、実は、うちの町内会で一昨年火事がありました。隣の家が火事だったのですが、その燃えている家の中に人がいるかどうかだとか、どこに連絡すればいいのかとかが、隣の人にもわからないわけなんです。結果的に全部燃え尽きてしまい、そのあとに一人の焼死体が発見されました。奥さんは、認知的な部分で札幌の施設に入所していて、助かったということがあったので

すが、高齢者の方の名簿など助けなくてはいけない人の名簿等は、地元の民生委員が持っているわけですが、民生委員の人に連絡して、息子さんが札幌にいるなどわかったわけです。ただ、隣の人もそれがわからないため結局見ているだけでした。いろいろな組織をつくっても実際は、助けることができないのではないのかということが、疑問としてあるのです。自主防災組織においても 1 つ、すごく雪が降ったり、地震があったりしたそのときに、組織をいろいろ作ったとしても、一番シンプルなのはひとり暮らしのおばあちゃんの方にすぐ電話をかけて、安否確認をすることがすごくシンプルな対応ですが、結果的には助けられるのです。また、先ほど言ったように、そういったときに何処に電話をすればいいのかということ町内会の会員全員が知っている方がいいのではないかと。仮に町内会長に連絡しても不在かもしれない。地震等があった場合は、もしかしたら亡くなっているかもしれない。そういうようなことを考えたときにですね、自主防災組織を町内会として作るのか組織率等のことをいっているけれども、そういうものが必要なのかという疑問があります。だからいま、機材を町内会に配布することも必要だけれども、本当にいま何かあった時に、誰もが簡単にできて助けることができることは、最低限の情報として伝えておかなければならないものを各人に渡したりすることのほうが、組織をつくることより先ではないかと思うのですが、その点どういようなお考えをお持ちなのか教えてください。

大迫副委員長

折原課長。

折原危機管理課長

自主防災組織の役割ということについてということですが、町内会の方々が災害弱者の方々の情報を把握したいとのことですが、プライバシー保護の関係がございまして、簡単に公開することはできないこととされております。これについては国も防災的な見地から、災害対策にあたっては、名簿をどのように取り扱うかということについても検討しているということを聞いております。

ほかの市町村によっては、市の条例等によってそういう情報等についてもある一定の人たちに配布するようなことも進めていると聞いておりますので、その辺は保健福祉部と連携をとりながら災害弱者に対しての対応を考えていきたいと思っております。ただ、災害弱者に対しましても自主防災組織として、その中の役割の 1 つとして取り扱っていきいたいと考えておりますので、やはり常日ごろの自助、共助、公助といいますか、そういう部分でそれぞれの市民、自主防災組織、地方自治体という部分がそれぞれの立場の中で協力連携をして、防災対策について進めてまいりたいと考えております。以上です。

大迫副委員長

野村委員。

野村委員

もう 1 回確認します。自主防災組織は、国のほうから作らなくてはだめだということがあったのですか。要は、何かあった時に人を助けることができれば、いいのではないのかと思うのですが、全市町村にいつまでに 100%自主防災組織を作りなさいというようなことがあるのかどうか。

大迫副委員長

折原課長。

折原危機管理課長

自主防災組織につきましては、特に国のほうで何パーセント組織しなさいとかということはないのですが、ただ、自主防災組織のあり方という部分が人を助けるだけではなく、地震だとか、火事ですとかはまずは自分で自分の身を守るということが基本にあります。その後に、どういう形で避難をするか。避難をされた所でどういう形でライフラインを守りながら生活をしていくかということで、1つの大きな流れの中で考えていかなければならないということで、当然助け合いの部分も非常に大きな部分なのですが、そういうことをあわせながら、自主防災組織をつくる過程の中で命の大切さも教えながら、自分たちで守るということも核にしていきながら一緒に自主防災組織率を向上させていきたいと考えております。自主防災組織率の向上がメインではなくて、防災対策の啓発、啓蒙ということが非常に重要なことだと捉えております。以上です。

大迫副委員長

野村委員。

野村委員

私もひねくれたいい方かもしれないですが、組織をつくるのが恐らく目的でないと思うのですよ。我が家も、子どもたちみんなにリュックを背負って旧高台小学校に行きなさいと、そこに行ったら、家族に会えるかもしれないということをふだんから約束しているのです。昨日も言いましたが、町内会の現状というのを皆さん御存じないんですね。うちの町内会では、高齢化率が 36%になっていて、いままで役員が 12 人いたものをほとんどの人が役員をすることができないので、役員を 4 人減らして 8 人にしたのです。ただ、8 人にしたので毎回役員が回ってくるので、その中で回る順番を少なくしよとしている状況です。さっき、町内会で危機管理部長を作ったほうがいいのではないかという話がありまし

たが、そういう組織を作るとかというよりも先ほどから課長もいっていたように、何かあったときに教育も含めてこういうときには、どういった対応をするのかということが必要。困ったときには、民生委員の出番があって、民生委員に相談したらその名簿を教えてくれて、連絡先も教えてくれるとかそういうことを個々人にやってもらうほうが、本当に役立つものになるのではないかなと思うのです。ただそれも、それがすべてではないということも踏まえて組織をたくさん増やしていくというような考え方だけではなくて、本当に効率のよい、生きたものになっていくということも考える必要があるのではないかな。今後は、そういうようなことも念頭において行ってもらいたい。以上でございます。

大迫副委員長

道塚総務部長。

道塚総務部長

野村委員のいわれていることは、全くそのとおりだと思います。自主防災組織を作り上げるだけではやはりだめだと思います。実際に、活動ができるものでなければならないというように考えています。市では、自主防災組織の組織率を上げることとあわせて、市民の方々に防災知識を培っていただきたいということで、出前講座、講演会を行っております。先日は、輪厚で大学教授を招いて、どういう形で要援護者の対応をとれるのか、実際、図上訓練を交えながら行っております。今後も自主防災組織の設立と市民への広報活動を含めて様々な形で行って参りたいと考えております。以上でございます。

大迫副委員長

橋本委員。

橋本委員

最後になります。人口減少問題を打開する展開が必要でないのではないのでしょうか。あるいは、プロジェクトチームを作って積極的に進めてはどうなのか。私から見れば、非常に斬新で提言的な議論もありましたし、また、札幌圏都市計画区域の問題とか、千歳、恵庭とかいうことで、札幌だけではなく我がまちをどうするかといった地域間競争時代を踏まえて、まず、この項目にある企画に関係するまちづくりの大きなポイントであり、これから個別政策のいろんな議論をされていくと思います。そんな認識で質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

67 ページにあります総合計画推進事業、あるいは行財政改革推進事業、こういった事業が目白押しにあります。67 ページは企画振興経費あるいは、先ほど畠山委員が質問しました 69 ページ市街地整備計画あるいは、71 ページ市街地活性化事業とこういったさまざまな私どもの今後のまちづくりを占う大きな施策がこの企画費の中に含まれております。そう

いった観点から、やはり未来を見据えた、あるいは現状を見詰めて、指摘、あるいは提言を含めて質問させていただきますのでよろしくお願いいたします。第 5 次総合計画でございます。この当時は、行財政推進室のほうで事業評価をしながら企画のほうでは、新しい 376 の事業を進めておりますね。ローリング方式で審議されております。そのなかに、重点プロジェクトという 3 つのテーマがございます。その重点プロジェクト 3 つの事業なのですが、みなさんから質問のあったように人口が減少しているが、どう検証しているのかとか住み替え支援だとか、いろいろなことをやっているのですが、目に見えてこない。この 3 つのプロジェクトに関連する個別政策が 111 事業あるのですよ。ですから、見えないのは当たり前ですよ。みなさんは計画を立てたので、当然進めていますよね。住民や私もから見たら、効果とか結果には、見えてこない。これが、プロジェクトとはいえないと思います。野村委員が指摘してきたとおり、プロジェクトチームを組んで積極的個別の重点施策の中で、今回、一般質問でみなさんからご指摘のあったものに目を傾けていただきたい。みなさん、住民の声を聞くとかアンケート調査をすとか、データーを集めている。企画部分はデーターがすごいですよね。資料だらけでこれは大変ですよね。資料づくりに明け暮れているくらい、みなさん大変な業務をしておられる中もっと、まちづくりに向かって議論する場を設定しながらいいまちづくりを進めてほしい。そんなことを思っていないところがございます。そこでお伺いいたしますが、いま申し上げました重点プロジェクトの効果が見えません。具体的にどのように、効果が現れてきているのでしょうか。市民の目線で答えてください。皆さん方は、こういうことに取り組んでいるのはわかっているんですが、結果、効果はどうなっているのかが伝わってこないのので、一般質問に出てくるんですよ。このことについて、まず 1 点お尋ねをいたします。

もうひとつはですね。いま言ったことで、重点プロジェクト位置づけの 1 つには、交流人口や定住人口の増加を図り、持続可能な都市計画を行うためのプロジェクトを推進をすると書かれているのですよ。まさにいい表現ですよ。活字ではなくて、具体的なアクションプログラムに基づいてどのように進んでいるかということが大切ではないでしょうか。ということで、これを聞きたいと思います。それで PDCA。計画実行、評価、改善またどのように議論をなされて、ステップアップをして政策にさらなる充実をなされているのか具体的にお伺いしたいと思います。

3 点目ですが、いま申し上げたことは変わりませんが、重点プロジェクトは一般的には、集中的に問題のテーマを設定して取り組むべきものだとは私は思っております。このことについて、もっと前を向いた改善策というものを考えて、積極的にまちの発展のために頑張りたい。このようなこととお伺いをいたしたいと思っております。

それとですね。企画振興経費、72 万 5000 円ございますが、どのような業務を行っておられるのでしょうか。市街地活性化事業ですが、これは定住の促進とあります。いま空き地、空き家バンクの登録だとかいろんなことでみなさん頑張っています。いろいろな資料をいただいておりますが、野村委員が指摘したことをさらにそれを踏まえて、どう進むかとい

うことが大切なのだということから、こういう計画をまたつくるような案ですよ。アクションプログラムを策定して、どう進めるかが大切ですよ。木村委員も質問したように、やはり少子高齢化。野村委員もいったように、今まではゴールドプラン、新ゴールドプラン、その前には福祉の里構想というのがあった。高齢者対策でやっていましたが、最近では少子高齢化ですよ。時代は変わってきているのです。若い人を優遇させることです。恵庭でもそうですが、子育てを充実させています。子育てを充実させるには、どのような政策をやっていくかという体系が必要です。例えば、いま子育て世帯は、共稼ぎ世帯が多いですよ。学童クラブの問題、児童館の問題、充実していませんよね。財政が先で、計画が後追いになるのですよ。財政と企画が意見を持ち合って市のためになる政策を実現するということが、弱い気がしてならない。ぜひ皆さんに期待したいと思いますが、いまいったようなことを含めてお答えを願いたい。

そして、もう1つは、畠山さんも質問されておりましたが、市街地整備計画ですね。用途地域の見直しは先ほどご答弁をいただいておりますが、もう一度、具体的にお示してください。みなさんが進めていることは、私たちにはわからないのですよ。固まった時点で、議会に報告なのでぜひとも情報を共有しながら、議会のみなさんと議論をして、政策実現のためにやっていただきたい。いままでは決定してから出てくるので、議会不要論ですよ。これは。ともにまちをつくっていくという姿勢を改めてみなさんとともに、そんなことを念じて執行していただきたい。よろしくご答弁をお願いします。

大迫副委員長

川村政策調整課長。

川村政策調整課長

橋本委員のご質問にお答えします。まず、重点プロジェクトの関係ですが、今回、第5次総合計画で定めた重点プロジェクトというのは、従来の総合計画で定めていたような大型のプロジェクトに取り組むようなものの位置づけではなく、策定の段階におきまして市民委員会も含めて各分野において実施している施策事業をまず、同じ方向を向いて事業を束ねてやっていくべきじゃないかという意見も踏まえた中で、このたび子育て支援、賑わい魅力、住みたくなる地域の3つを定め、そこに111の事業を整理したところであります。ただ束ねたことによる効果ということに関しましては、やはり、その辺がいまはまだ、不足しているということだと私も正直思います。それぞれ所管課でいろいろな事業に取り組んでおりますが、そういったことの効果が当然ありますので、そういったことを皆さんにわかりやすく知らせるような工夫、改善というのは必要かと思っております。それから、先日から一般質問にもありましたように、私どものまちも緩やかに人口減少が始まっている中で、やはりそれに対しては当然取り組んでいかなければならないと思っておりますが、その中で、持続可能な都市経営と、いまあるまちと将来に向かってのまち、これが将来に向

かつての住みよいまちを続けられるというような視点のもとに、やっぱり人口ですとか、財政の問題、老朽化する公共施設、それから地域の活性化、教育などすべてにおいて、やはりそれは持続していかなきゃならないと思っております。そういった中で、実効性、即効性、こういったものを今後、しっかり念頭に置きながらこれから選挙後にあらためて策定いたしますが、2013 推進計画においても、そういった事業が、見えてくるような形で取り組んでいかなければと思っております。

続けて企画振興経費の内容ですが、旅費につきましては、その中でいわゆる視察研修だとかいろんなところの情報収集をするための旅費というものを持っております。その他各負担金を持っておりまして、いわゆるこの政策立案に係る部分の通常かかる経費ということで予算措置をしております。以上です。

大迫副委員長

村上都市計画課長。

村上都市計画課長

私の方からは個別事業になりますけれども、市街地活性化事業と市街地整備事業関連でお答えをしたいと思います。市街地活性化事業のほうで、空き地・空き家バンクということで取り組みを進めておりますが、昨年の決算委員会等でもご答弁しておりますように、実態としてやはり、かなり登録数が少なくて例えばここ 2 年間で、直接的に人口の増加につながったような成果ということでは、なかなか評価までできませんということで、これについては新規の事業ではなくて、ここ数年間続けていくということで、継続の事業として捉えております。また、私どもの事業だけではなくて、いろんな住み替え支援ですとかシティセールスを含めて、トータルの中で人口の増加につがる施策ということで取り組みを進めてまいりたいというように考えております。昨日の市長からの答弁にありましたように、ひとつの個別の事業ということではなくて、全体事業の中のひとつとして継続的に取り組むべき事項だというように捉えております。それから、市街地整備事業の用途地域の見直しでございます。これは私どもの反省も含めてだと思っておりますが、先ほど担当のほうから答弁したように、2 年でのスケジュールで考えております。今まで、議会への関わりが少なかったのではないかなというご意見かと思っております。これにつきましては、2 年の中で折を見て適宜、担当委員会等にご報告をしながら、進めさせていただきたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

大迫副委員長

岩泉部長。

岩泉企画財政部長

まだ、答弁していない部分につきましては、重点プロジェクトを集中的に取り組むべきではないかという点とそれから少子高齢化、若い人をどのような政策でという部分では、答弁していないと思いますので私からお答えをさせていただきます。重点プロジェクトを集中的に取り組むべきということで来年度以降、25、26、27 の推進計画におきましては、以前にも推進計画の策定方針をこうしましたということでご説明した経過はあったかと思いますが、この 3 年間では人口増加策を積極的に取り組んでいく。もう 1 点は、地域の活性化策についてどうしたらいいかという部分について考えていこうと。それともう 1 点は、防災対策について積極的に取り組むという、この 3 つをさらにこの 3 年間はこういう形で取り組んでいこうということで推進計画をつくりたいという形で考えまして各庁内にも回り、そういった中でさまざまな事業がいま検討され、最終的には市長選挙後に決定をさせていただくという段取りで進めているところでございます。

それと、少子高齢化、若い人をどのような政策でという部分についてでございますが、かなり大きな課題で、各まちが、苦勞している状況は北広島だけではないと思います。ただ、子育て支援策、学童クラブにしても、児童館につきましては、何とか来年、26 年 4 月には、広葉に 3 つ目をオープンし、それ以降はまだ整備されていない東部地区と西の里地区につきましては、25 年度にその方針を保健福祉部でまとめるというように考えております。学童については、何年か後には、小学校 6 年生までの拡大というのを国で打ち出しておりますが、それに対応をする準備とそれから、各地区でいま西部地区では待機が出ておりますが、十分、受け入れができるような形での対策を取っていこうということであります。それ以外の保育園の待機児童ゼロの部分については、野村委員からも評価しますというお褒めの言葉をいただきましたけれども、それだけではなくてさらに、子育て支援策の充実を図っていかなければならないと考えております。以上でございます。

大迫副委員長

橋本委員。

橋本委員

そんなにみなさんががんばっていらっしゃるのに、質問させていただき申し訳ありませんでした。実は安心しました。時間のある限りは、情報収集とか勉強する機会を絶えず心掛けて、いろいろな情報を自分なりにキャッチしているつもりですし、またまちの事情もそれなりには把握しているつもりでございます。その中でみなさんが考えていることは、アンケート調査等をやらなくても地域の方々と接触されてアンケート調査以上の効果あるということです。ホームページ以上に。ぜひそういったことで先ほどご提言いただいたように、お互いに意見交換をしながら、いいまちをつくっていこうと政策論議はおおいにしていくべきだと思います。こういう話しますと、皆さんがやっていることはわかりました

よ。それで、1つ野村議員もいっていましたけれど、人口が減っている。みんなで、6万1500人に31年まで頑張っていこうと総合計画にうたいましたよね。相当頑張らなければ減少している中で、むずかしいですよ。北広島を知ってもらおう魅力を発信することしかないのです。その魅力づくりとは、子育てだと思っていますよ。子育てというのは、セクションを脱皮して全庁舎の関係部署が集まって子どもにかかわることについて、プロジェクトチームを作ってやればいいのですよ。教育委員会も保健福祉部も企画のみなさんもそろってつくって行く。例えば、いまいろいろ苦情がありますよね。美沢地区の子どもたちは学童クラブで東記念館までいくのですよね。東部小学校近くにお金がかかってもいいから作ってあげることですよ。北の台は近くにあります。大曲だとかなるべく、地域の近くにある。いま共稼ぎの世帯が非常に多くなってきました。ですから、児童館は公共施設を造る時に、5カ所をはじめから造りますということをやっていますが、いま団地の方は廃校になった跡地につくられますよね。児童館、西の里と東部は不透明ですよ。こういうことを充実させているある町では、このまちで「母親になりたい、父親になりたい」こういうキャッチフレーズで、共稼ぎ世帯、若年層を誘致しております。それには、そういった施策が必要だと思います。教育も英語教師を入れるとか、そういった体系ができ上がっている。うちのまちは過疎地と違うのでできますよね。課長から答弁があったように、持続可能な都市経営。下川にいつてきたのですが、あそこは、人口がどんどん減っていくので、まさに存続の問題ですよ。うちの場合は違いますよね。発展していかなければならないですよ。この件についてはこれで終わりますが、ご答弁がなければ、みなさん方の今後ますますの活躍をご期待申し上げまして終わります。

大迫副委員長

岩泉部長。

岩泉企画財政部長

プロジェクトチームの関係については、総務部長から答弁があると思っております。厳しい意見もいただきましたが、非常に強い追い風だという認識をしてこれからも頑張っていかなければならないというように考えておりますので、今後ともよろしくお願ひします。

大迫副委員長

道塚総務部長。

道塚総務部長

プロジェクト組織の関係についてでございますが、行政は、いま多様化、専門化してきておりますので、それぞれの時代、時代に合った行政組織の見直しが常に必要だというように考えております。そういうことから、部門の強化を含めまして検討してまいりたい

と考えております。

大迫副委員長

ほかに質疑ある方いらっしゃいますか。

以上で総務費のうち総務管理費、企画費の企画総務費、都市計画調整費、広報費、市民生活費の男女共同参画推進事業、市民協働推進事業、市民参画推進事業、並びに徴税费、選挙費、統計調査費、監査委員費の質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 14 時 11 分

再 開 14 時 15 分

大迫副委員長

休憩を解き再開いたします。次に消防費の質疑を行います。ちなみに申し上げますと、148 ページから 153 ページであります。質問のある方いらっしゃいますか。川崎委員。

川崎委員

私の方から 1 点だけ、救急の業務費に入るのか一般的なことなのですが、先般テレビの中で救急搬送で病院 40 力所近くに断られて亡くなったというのをテレビでやっておりましたが、この北広島の現状でたらい回し、受け入れ拒否とかそういったことはあるのかどうか説明をお願いしたい。

大迫副委員長

八十島消防課長。

八十島消防課長

いまの川崎委員のご質問でございますが、当市救急隊の搬送で、受け入れ拒否もしくはたらい回し等については、新聞報道の 40 件近くという現状は当市においては発生しておりません。最高で 7 件ほど問い合わせをした上で、受け入れするという現状はあります。その救急搬送で、亡くなったもしくは病状が悪化したという事実は当市においては、発生しておりません。以上でございます。

大迫副委員長

ほかにご質問ある方いらっしゃいますか。藤田委員。

藤田委員

151 ページの常備消防費の通信指令台更新。更新するにあたり、いままでの機械と一番違うところはどこなのか。それともう 1 つは、これは広域の話がいまストップしていると認識していますが、広域の話があったときは、こういう指令台を含めて統一規格のものを入れるような話だったと記憶をしているのですが、今回入れるものは、将来的な広域を見据えての統一規格の機械を入れるのかどうか。それとこの新しい指令台を入れることにより、救急車の到着時間が短縮される見通しなのかどうかまずお聞きをします。

それから 2 点目は、川崎委員からも質問がありました。別の角度から私もテレビで見たのですが、札幌の救急搬送の中で救急車の中でも、たしか治療行為が十分徹底されなくて最終的に搬送された方が亡くなったという報道がありました。たしか救急車の装備そのものが、旧式なのか、もしくはその消防職員の方の手順、そういったものが、十分でなかった。たしかそんな報道だったと思います。私も何という薬なのかうる覚えなのですが、そういった情報は得ていると思います。うちの救急車は施設整備的にどうなっているのか。

最後に、救急救命講習です。これは一般質問でも行いましたが、小学校、中学校等の救急救命講習も増えてきているやに聞いております。24 年度での市民全体の回数、人数、また小中学校での取り組みはどこまで広がっているのか。それと現在、非常勤の職員が救急救命講習の講師に当たっていると思いますが、25 年度もその現状の体制でいくのかどうかお聞きします。

大迫副委員長

野村消防本部次長。

野村消防本部次長

それでは、指令台のレベルアップの部分についてご説明いたします。増加する救急事案に対処するためにこのたび、指令台の更新をいたします。それにつきましては、119 番を迅速に的確に受報し迅速に指令するというところでございます。主な部分といたしましては、統合型位置情報。これは特に最近では携帯電話が普及されております。それで、どこで電話をかけているかわからないということで、携帯電話、特にGPSがついている携帯電話につきましては、半径 10 メートル前後で場所を特定することができるとそのような利点がございます。それから、メール 119 番、これにつきましては、障がいの持っている方についても直接メールで 119 番ができるというようなことがございます。それから職員の招集これにつきましても、メールで招集をする。今までは、電話により順番にしておりますと、いない場合は次からは遅くなったり、時間がかかるというようなことがございますが、メール指令することにより、一斉に送れるということと、それから文字データとして残るということでございます。そのような利点がございます。

次に広域化の関係についてでございますが、当初は、千歳市、恵庭市、北広島市の三市

による広域化の計画がございました。そこで、委員ご指摘のとおり指令台につきましては、千歳市に接続をするという予定でございましたが、広域化が見送りということになりましたので、このたび単独で設置をするということになりました。

それから、救急車の時間短縮についてでございますが、これにつきましては、デジタル無線を指令台のほうに引き込みましてGPSにより、いまどこに救急車が走っているか、走行している位置がわかります。それによりまして、的確に次の事案に対して出動させることができるということ。それからまた確実に場所の指令をすることによって現着時間、救急車が現場に到着する時間の短縮を図ることはできます。以上であります。

大迫副委員長

國田消防署長。

國田消防署長

ご質問にお答えします。救急車の特定行為、応急処置関係で多分酸素吸入器の関係ですが、これにつきましては、当市の救急車 3 台とも自動的に酸素を供給する形態の機器に取り替えております。

次に救命講習の回数と実施体制の関係につきましては、平成 23 年が実施回数 104 件に対して平成 24 年は 118 件、受講人数につきましては平成 23 年が 1588 人、平成 24 年度は受講人数 2430 人ということで、前年と比較しまして、14 回、842 人の増加となっております。要因といたしましては、救命入門コースと普通救命講習 3 がこれが増えたことによる増加となっております。また、体制につきましては、現在、非常勤職員、女性消防団員それからほかの担当職員で実施しておりますが、今後においても一つの担当に負担のかからない体制で実施していく予定になっております。以上です。

大迫副委員長

藤田委員。

藤田委員

わかりました。指令台に関しては、到着時間の短縮だとかかなりハイテクになって職員の収集を含めて、いまの次長の説明からいきますと効率化が図られるのだろうと思います。それで、いま現状として 119 番に通報する場合に本市の場合、固定電話からくる場合と携帯電話から来る場合の割合は押さえているのかどうかそれをお聞きしたいと思います。

それから救急救命講習ですね。現状の人数でいきますということで説明があったのですが、去年も質問したとおり、職員の方は非番明けに講習にそのまま出るというケースも多いということが実態としてありますが、そういう面での職員の健康管理、いわゆる残業となるのですかね。そういうことの懸念はないのかどうか。それから先ほど答弁になかった

のですが、小学校、中学校の講習が 25 年度はどの程度予定されているのかももう 1 回説明をお願いします。

大迫副委員長

野村消防本部次長。

野村消防本部次長

まず、119 番通報の受付件数でございますが、平成 23 年中が 4475 件、平成 24 年中が 4478 件ということで 3 件ほど多くなっているということでございます。なおその中で、一般電話、固定電話でこちらについては 1985 件、これは 24 年中でございますが、携帯電話につきましては 953 件。それから北海道警察からの直通電話が 185 件。それから、IP 電話 414 件。その他は 941 件。計 4478 件となっております。以上でございます。

大迫副委員長

國田消防署長。

國田消防署長

普通救命講習の残業の懸念ということでお答えします。これにつきましては、一人の職員が重複しないような形で他の職員も含めて対応していきたいと考えています。また、平成 25 年の救命講習の人数につきましては、昨年と同様に入門コースは 600 人から 700 人ぐらいの人数になると思います。以上です。

大迫副委員長

藤田委員。

藤田委員

確認で小中学校の講習は、市内の小中学校全校でやっているのか、まだ一部なのかそこだけ確認して終わります。

大迫副委員長

國田消防署長。

國田消防署長

小学校の入門コースにつきましては、中・高学年以上の生徒に対して実施するものであります。全校の 4 年生から 6 年生を対象に実施します。以上です。

大迫副委員長

ほかにご質問ある方いらっしゃいますか。西田委員。

西田委員

私の方から 1 点だけ。今シーズンは例年に比べて雪の量が大変多いという報道があるんですが、私の感覚でいうと今年は交通事故、特に今シーズンは車の事故が多いように感じているのですが、その辺の出動回数に変化はあるのかどうか。もし、増えているのであれば予算等への影響はあるのかどうか。この点についてまずお伺いしたいと思います。

大迫副委員長

國田消防署長。

國田消防署長

事故種別の出動件数でございますか。

大迫副委員長

暫時休憩いたします。

休 憩

大迫副委員長

休憩を解き再開いたします。國田消防署長。

國田消防署長

平成 25 年のデータで 1 月、2 月のデータを後程お知らせいたします。

大迫副委員長

西田委員。

西田委員

その点については後ほどお伺いしていきたいと思います。確認で聞きたいのですが、先週、中標津の方でふきだまりで亡くなられたという痛ましい事故があったんですが、北広島でもホワイトアウトになってかなり見通しが悪いという状況になりました。同じような状況がないとも限らないのですが、そういった雪で車が埋まった、あるいは身動きが取れなくなったような状態に対して、緊急出動をするような対策がとられているのかどうか。あと職員への研修等は行われているのかどうか。その点だけ確認をしたいと思います。

大迫副委員長

國田消防署長。

國田消防署長

雪害による事故と申しますか、そういう件に関しては、救助隊が対応するべく人命検索用資機材を使って訓練を重ねているところでございます。雪による車両埋没事故の関係では、暴風雪により道路が寸断され立ち往生となった事案が 2 件発生しております。

大迫副委員長

ほかにご質問ある方いらっしゃいませんか。以上で消防費の質疑を終わります。

休 憩 14 時 32 分

再 開 14 時 34 分

大迫副委員長

休憩を解き再開いたします。

次に、公債費、諸支出金、職員費、予備費並びに継続費、債務負担行為及び地方債の質疑を一括して行います。ちなみに申し上げますと 184 ページの公債費から 191 ページの予備費、202 ページの継続費、203 ページの債務負担行為から 208 ページの地方債まであります。

質問のある方いらっしゃいますか。藤田委員。

藤田委員

水道事業費石狩東部水道企業団出資金ですが、これを見ますと今回 5275 万増額になっております。去年は前年に対して下回ったわけですが、3 倍以上に伸びている。この要因と今後の見通しについて説明をお願いします。

大迫副委員長

川村政策調整課長。

川村政策調整課長

東部広域水道企業団への負担金の関係でございますが、通常出ている出資金のほかに今年度から債務負担行為を要求しておりますが、過去に減水した分の負担ということで、平成 41 年までの分の一般会計で負担するという分につきまして今回 5308 万 5000 円の分を要求しております。以上です。

大迫副委員長

藤田委員。

藤田委員

わかりました。先日も建設文教常任委員会で説明があった部分だと思いますが、推移としてはこの程度の増が今後続くのかどうか確認の意味でお願いします。

大迫副委員長

川村課長。

川村政策調整課長

今回平成 41 年度までの債務負担行をお願いしておりますが、毎年 5000 万から 6000 万の間で、まずは推移するという形になっております。以上です。

大迫副委員長

藤田委員。

藤田委員

せっかく水道部長も来ていますから、今回の増額、債務負担につきましては建設文教常任委員会でも説明がありましたが、水道料金への影響はないのかどうか最後に確認で聞いて終わります。

大迫副委員長

深尾水道部長

深尾水道部長

水道料金への影響はないのかというご質問ですが、今回の部分は平成 8 年度に石狩東部広域水道企業団で計画を立てました拡張事業の部分で、平成 8 年の当初計画から平成 16 年に見直しをかけて構成団体に減水をそれぞれしたわけですが、当初の計画で立てた部分と平成 16 年に見直しをした部分で施設に差が生じて、その差額の部分に対して将来水道料金に対して影響がないように、その差額分を減水量に応じて、それぞれの構成団体が今後 60 年間で支払っていきましようということで、今回、団体長会議で合意をして平成 25 年度から支払っていくわけです。ただ、水道料金については平成 16 年に見直した部分で供用開始がされますので、その部分はまだ受水費用という部分がはっきりしておりませんので、その分については受水費用がはっきりした段階で来年度、あらたな財政計画を策定していくのですが、その中で検討をしていきたいと考えています。

大迫副委員長

ほかにご質問ある方いらっしゃいますか。(「なし」と呼ぶものあり)

以上で公債費、諸支出金、職員費、予備費ならびに継続費、債務負担行為及び地方債の質疑を終わります。

お諮りいたします。本日の委員会はこの程度にとどめたいと思いますが、ご異議ございませんか。ご異議なしと認めます。本日はこれにて延会といたします。ご苦労さまでした。

14 時 38 分 終了